

# AFC Forum

Agriculture, Forestry, Fisheries, Food Business and Consumers

# 12

2013

特集 農業経営承継、新時代へ



特集

## 農業経営承継、新時代へ

### 3 農業経営の第三者継承の課題と対策

梅本 雅

家族／企業経営問わず、後継者不在の事業継承は喫緊の問題だ。意欲ある人材に経営を引き継ぐには、どんな視点で対策を立てるべきか検証する

### 7 「農匠ナビ」で技術やノウハウ伝承支援

南石 晃明

これからは農業経営の継承に必要な技術や経営のノウハウをマニュアル化し共有することが重要だ。国が開発を進める最新の技術を紹介する

### 11 税制から見た農業経営の承継に課題

浅野 洋／大久保 雅

農家の承継相続に絡む税務対策は非常に複雑で、税理士のアドバイスが不可欠だ。相続税・贈与税の納税猶予制度など現行の税制について解説する

#### 情報戦略レポート

### 15 「割高でも国産選ぶ」消費者が増加 健康増進農産物の付加価値に期待感

—2013年度上半期消費者動向調査—

#### 経営紹介

#### 経営紹介

### 23 高糖度トマトを主力商品にする 品目組み合わせの柔軟経営で活路／宮城県

有限会社マルセンファーム

希少価値は高いが栽培が難しい高糖度トマト。直接販売を始めたことで消費者と向き合い、安全で品質のよい、選ばれる農産物づくりを目指す

#### 変革は人にあり

### 27 小田 浩二／京都府

有限会社あつふるふあーむ

観光農園の果樹オーナー制や大豆生産、「京の豆っこ米」ブランドなどを事業展開。その裏には地元行政との連携、数々の失敗、そして知恵の勝負があった



撮影：佐藤 尚

新潟県南魚沼市

2010年12月19日撮影

新雪積もる田んぼの朝

■コシヒカリの産地として名高い魚沼地方は日本有数の豪雪地帯だ。12月になると根雪となる雪が降り積もることが多くなる。白く覆われ、春まで力を蓄えるように田んぼは休む。刈り取られた稲の切り株に積もった新雪は、田んぼいっぱい群れるウサギのようだ■

#### シリーズ・その他

観天望気

エコ・サイトミュージアム 海老澤 表 …… 2

農と食の邂逅

農事組合法人古座川ゆず平井の里 倉岡 有美  
青山 浩子 …… 19

耳よりな話 141

日本語は食感を表す言葉の宝庫 早川 文代 …… 22

主張・多論百出

三菱商事株式会社 吉田 誠 …… 25

フォーラムエッセイ

幸福を育てる楽しい農業の輪 小谷 あゆみ …… 30

まちづくりむらづくり

島文化を活用し、離島ハンディ克服  
特産物で島丸ごとブランド化  
沼田 洋一 …… 31

書評

小田切 徳美編『農山村再生に挑む——理論から実践まで』  
村田 泰夫 …… 34

農林水産省からのお知らせ

食品製造における安全性向上  
加速化を目標に …… 35

みんなの広場・編集後記 …… 37

ご案内

第7回アグリフードEXPO大阪2014 …… 38

\*本誌掲載文のうち、意見にわたる部分は、筆者個人の見解です。

# 望天 観気

## エコ・サイトミュージアム

大分県豊後高田市に鎌倉時代の水田開発と集落の跡を現代に伝えていくところがある。奈良時代からその霊験で知られる宇佐八幡宮の荘園であった田染荘<sup>たじょうのしょう</sup>である。この地の水田と集落九二畝が重要な文化的景観「田染荘小崎の農村景観」として国の選定を受けたのは、二〇一〇年のことであった。豊後高田市は農林水産省の補助事業「田園空間博物館構想」も受け入れ、いわばソフトとハードの両面で国の後押しがあったことになる。

このように全国的な注目を浴びる背景には、地元の人たちの長い間にわたる保全のための努力があった。そして一八〇名ほどの外部の人たちが、荘園領主としてこの重要な文化的景観をサポートしている。土地オーナー制度の一種で、「領主」は年間三万円ほど支払って五〇キロほどの米と地元の産品を受け取るのである。この現代の荘園領主は年貢と公事を得るわけだが、田植えと稲刈りを手伝っている。選定地の中央には「ほたるの館」という施設があり、女性部の人たちが集まって、イベントのときには心づくしの昼食を調理する。これが実にうまい。

そもそもこの田染荘は、数千点に及ぶ中世の古文書と平安時代からの史跡によってその存在が知られるところであるが、水田が有するサステイナビリティ（持続可能性）がこの伝統を支えてきたといえよう。このような歴史と環境が維持される地をエコ・サイトミュージアムと呼ぶことができるであろう。これをヨーロッパに求めると、フランスのアルザス地方にスケールの大きなエコ・ミューゼがある。ワイン畑に囲まれた中にビオトープがあつて、中世以来の復元民家が建ち並び、今では農作業に使われなくなった牛や馬も飼育されている。

伝統的な農業や村落が人類にとって重要なものであり、それを保全しなければと感じたのは二〇世紀後半のヨーロッパの人たちであった。日本で「重要な文化的景観」として保全の対象とするようになったのは二二世紀からであるが、現在やや足踏み状態のようにも感じられる。水田の有するサステイナビリティをもう一度見直す時期にきているのではないだろうか。



早稲田大学文学学術院教授

### 海老澤 衷

えびさわ ただし

1948年東京都生まれ。早稲田大学大学院文学研究科長、早稲田大学総合人文科学研究センター所長。最新の論文は「文化的景観の危機と再生—東アジアの村落景観をめぐって—」(WASEDA RILAS JOURNAL NO.1)。  
<http://flas.waseda.jp/rilas/925-2/>でも閲覧可。

# 農業経営の第三者継承の課題と対策

農業の現場では今、基幹労働力のみならず、経営の担い手の確保が問題となっている。中でも、家族が経営継承するケースとは別に、後継者不在で事業継承をどうするかのが悩みが増えている。その対策として浮上する、第三者継承の仕組みとその課題を探った。

## 農業労働力の急速な減少

農業には環境保全や農村景観の維持などさまざまな役割が期待されているが、その中でも最も重要なのは、国民に食料を安定的に供給していくことである。それには、何よりも農業者の確保が必要である。仮に、土地が確保され、資金があっても、労働力なしでは生産活動は実施できないからである。

二〇一〇年農林業センサスでは、農業就業人口が一〇年前の約三分の二へと大きく減少するとともに、平均年齢も六五・八歳と高齢化していることが話題となった。しかし、わが国は今、少子高齢化社会にあり、農村はそれが最も進んでいる地域である。また、農林業センサスデータから農村地域の男子生産年齢人口がいる専業農家

の配偶者の確保状況を見ると、五〇〜五四歳の者のうち約三分の一には配偶者がおらず、一方、一五歳未満の人口は一戸平均〇・四人にすぎない(注1)。農村では配偶者がいない者の割合が高く、それゆえ子どもも少ない現状にある。

農業の後継者問題は、これまでは農家の跡継ぎが農業に従事しないという問題として捉えられることが多かった。しかし、今日の農村では、職業選択以前に、家の跡継ぎすら確保できない状態にある。このことは、少子高齢化の中、わが国の農村では従来にない急速なテンポで農業従事者が減少していく可能性が高いことを意味している。

## 急務になった継承対策

このような事態は、農業の継承対策について



独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構  
中央農業総合研究センター 企画管理部長

**梅本 雅** Masaki Umemoto

うめもと まさき  
1957年滋賀県生まれ。三重大学農学部卒。農林水産省農業技術研究所、農蚕園芸局、東北農業試験場、農林漁業金融公庫、農業研究センターを経て現職。著書に『転換期における水田農業の展開と経営対応』(農林統計協会)など。

抜本的な取り組みを要請する。継承問題は、これまでは主に家族経営を前提に考えられてきた。

家族経営は、農業を営む形態として適しており、また、その生産効率は必ずしも大規模な組織法人に劣るものではないからである。しかし、経営継承が完全には保証されないという点は、家族経営の最大の問題である。農家に子どもが複数いるのが当たり前であった時代とは異なり、最近子どもそのものがない農家も珍しくない。これらを勘案すると、家族員を前提とした農業を継続することは、もはや困難であり、今後は家族以外の者に事業を受け渡していくシステムを早急に確立していく必要がある。

しかし、そのようなシステム転換の必要性はまだ広くは理解されていない。後継者はいないが、では経営をどうしていくのかについて、確た

る見通しは持ち得ていないのが実態である。現在、農林水産省により新規就農経営継承総合支援事業が実施されているが、新規就農者の増加と経営の継承は必ずしも対を成すものではない。農業は一代限りとする考え方もあるが、それでは投資は継続されず、世代が変わればまた一からの開始になるなど、事業展開も限られたものとなってしまふ。一つの産業として農業の発展を考えるのであれば、やはり、複数の世代にわたって事業が成長していく仕組みを構築すべきである。

一方、仮に後継者がいたとしても、問題が解消されるわけではない。人間は必ず年をとっていくので、いかなる経営者もいつかは交替を余儀なくされる。しかし、事業規模が大きい専業経営になると、老齢になったからといって簡単に経営者を交替するわけにはいかない。経営者交替には周知な準備が必要であり、後継者を養成し、次の経営者として育て上げるには一定の時間を要する。特に、親から子へといわば宿命的に後継者が決まる家族経営とは異なり、雇用型の法人経営では、誰を後継者とするかという点も含めて対策を検討しなければならない。その中では、責任も大きくなるだけに、経営者となることを拒む者も現れるかもしれない。経営者になるには覚悟があるのであり、従業員が多数いるから経営継承は容易にできるといふことではないのである。

### 継承対策の種類と留意点

このように考えると、わが国農業の継承対策

については、総合的な検討が必要である。もちろん、その場合、家族経営として、家族員への継承が基本となることは言うまでもない。ただ、すでに述べたように、それだけでは限界があり、いわば非家族型の継承システムを構築すると同時に、経営内での経営者交替の仕組みや支援体制を整えていく必要がある。すなわち、農業への参入から人材育成(従業員教育を含む)、経営者としての能力養成、経営者交代、引退という包括的な対策が求められている。

農業における人材対策は、大きくは、①農業という産業に若い優れた者を呼び込むための「新規就農対策」と、さらに、継承対策として、②経営内では後継者を育成し、円滑に経営者を交代するための「経営継承対策」、③後継者不在の経営における「事業継承対策」、④大きな租税負担を伴うことなく後継者に有形資産を受け渡すための「事業継承対策」に分けられる。また、②の経営継承と③の事業継承は、基本的に経営内に後継者が確保されているか否かにより区分されるものであり、後継者がいる場合には経営継承対策となる。

②の経営継承対策においては、対象となる後継者が家族員という特定の者に限られる家族経営なのか、あるいは、家族以外の複数の者が後継経営者として対象となる組織体(雇用型法人経営や集落営農組織など)なので重点課題が異なる。家族経営の継承対策では、後継者をどう育てるか、また、いつ、どのように権限を渡していくのかなど、実施すべきことは明確である。ただし、そこでは、経営者と後継者との間に通常二〇

年以上の年齢差や、経験差、能力差があることや、親子という関係での権限委譲であるなど、家族経営であるがゆえの特徴があり、そのため、それらを考慮した取り組みが必要となる。

一方、後者の組織体においては、能力養成に加え、キャリア・パスの構築や、後継経営者の選定、従業員への周知・納得、継承過程における権限の委譲や事業資産の移譲などが継承対策上の重要課題となる。これらからも明らかのように、組織経営では、継承対策は多岐にわたり、かつ、周知な準備が必要となる。特に、組織体では経営継承への動機付けが必要となるのであり、この点で、後継候補者に対しては早い段階で組織の役割に配置し、さまざまな経験をさせながら責任と権限を付与していくことが重要である。

### 事業継承対策の意義

一方、③の事業継承対策は、後継者不在の経営が、これまで行ってきた事業を他者に受け渡すことで事業そのものをそのまま継続させようとする取り組みである。新規就農対策や経営継承対策に比べて、この事業継承対策はまだなじみの少ない取り組みと言っている。しかし筆者は、後継者が確保できなくても実質的に複数の世代にわたる事業展開を可能としていく仕組みが経営発展には必要であり、この点で今後の継承対策にこの事業継承対策を組み込んでいくことは非常に重要であると考えている。

後継者不在の経営では、経営者が経営を続けられなくなると、通常は離農し、資産は売却やリースするといった対応がとられる。しかし、篤

農家や専業経営には、農地や機械施設などの有形資源だけでなく、その経営がこれまで築いてきた農地のまとまり、土壌条件や風土に合った栽培ノウハウ、販路、顧客からの信用など、多数の貴重な無形資源がある。これらの無形資源は、資産売却で受け渡せるものではなく、離農すれば全て消失してしまう。だが、農業経営が競争力を有していくためには無形資源こそが重要な価値を持つのであり、それを受け渡していくことの意義を改めて認識する必要がある。

また、事業継承は、経営者を確保する取り組みである。経営者とは、環境変動の中で、みずからの責任で意思決定ができる者である。近年、新規就農においては農業法人などに就職する雇用就農が増加してきているが、従業員が増えるだけでは、農業という産業にとって大きな力とはならない。従業員を後継経営者として育成する取り組みも重要であると同時に、最初の段階から経営者としてさまざまな経験をし、ノウハウを蓄積していくという就農ルートもやはり必要であろう。この点でも事業継承の意義は大きいと言える。

### 第三者継承の手順と事業資産評価

第三者継承は、後継者不在の経営（以下、移譲希望者）の経営資源を、新規就農者（以下、継承希望者）に対して、無形資源も含めて受け渡していく取り組みである（注2）。その手順は左ページの図に示す通りだが、ここではマッチング、研修、事業資産の評価、継承合意に向けた契約（継承合意書作成）、継承方式の選択、有形資源の移

譲、移譲後のフォローアップがポイントとなる。その中で、今後実務面で特に重要となると考えられるのが事業資産評価である。

これまでは、農地、機械施設など、それぞれ個別に資産評価を実施し、それらを積み上げて農場全体の評価額としていくことが一般的であった。しかし、近年、売買実績が少なくなる中で、農地や樹園地の評価も困難となりつつある。また、今日の厳しい経営環境の下では、そのような資産価格で購入しても継承希望者の経営が成り立っていかないとこの事態も生じかねない。

そのため、普及センターなどの指導機関を中心に、作業の可能性など技術的な条件も含む経営シミュレーションを実施し、収益性や資金繰りに問題は生じないか、また、作業遂行は可能かを詳しく検証する必要がある。そして、継承希望者の調達可能な資金額も考慮しつつ、事業の収益性や資金繰りに関わる試算を行い、その結果から逆算して事業資産評価額の算定を実施していくことが今後要請されよう。特に、それら資産評価は、第三者機関による客観的な手続きの下で実施していくことが望まれる。

後継者が不在の経営においては、どうしても投資は停滞し、事業資産の移譲について見通しが立たない。そんな中で施設がどんどん老朽化し、そのことが事業継承を困難にしていくという実態がある。第三者機関によって事業資産が客観的に評価され、事業を移譲していく可能性が見いだせるならば、より早期の（資産価値が高い段階での）事業継承に向けた決断ももたらされよう。

一方、継承希望者にとっても、事業としての成立可能性が十分検討されたものであれば、就農後の経営はより確実なものとなると思われる。過小な経営規模で就農しても低収益構造からは容易に脱却できないのであり、やはり、専業経営として成立が可能な規模から経営を開始していくことが望まれる。

### 総合的な融資制度の構築を

ところで、このような事業継承の仕組みを構築していく上では、事業資産を取得するための総合的な融資制度の構築が重要な条件となる。事業規模の経営の事業資産の取得にはかなり多くの資金を必要とするが、若い継承希望者は、多くの場合、十分な資金や担保能力を持たないからである。そのため、ここでは従来の物的担保や人的保証ではなく、公的機関による定期的な財務内容の確認や経営改善指導の受け入れを前提としつつ、事業計画の評価に基づく融資審査を実施していくことが求められる。

また、このような事業資産評価方式や融資制度の構築に加え、さらに継承合意書など契約書の作成方法や、継承方式の選択（注3）にあたってのノウハウの蓄積など、家族ではない第三者への事業継承の具体的スキームが確立されなければ、わが国農業が優秀な若者を呼び込むまた新しいルートを拓いていけると考えられるのである。

### 人材育成の仕組みの構築を

なお、この第三者継承は、実際はかなり難しい

図 第三者継承の手順



仕組みである。これは、家族でもない第三者である継承希望者と移譲希望者の間で、無形資産の受け渡しや、高額な事業資産に関する移譲を必要とするという点に内在する問題でもある。また、継承希望者が若く、十分なノウハウや資金を持たないケースも多い。そこで、この第三者継承の一つのパターンとして、大規模な法人経営を中核に、継承希望者は最初その法人で働き、給与の中で生計を立てながらスキルを身に付け、一

方、移譲希望者の事業資産は、この法人が所有し、何年か後に、いわば分社化のように継承希望者に段階的に移譲していくという方式も考えられよう。

このほかにもさまざまなケースが考えられるが、いずれにしても従来とは変わる人材育成の仕組みの構築が急務であり、わが国農業の新たな継承システムの構築に向けて、これらの点に関する実践的な知見を深めていく必要がある。

**F**

(注1) 澤田守「家族農業経営における配偶者の確保問題——専業農家別の比較から」(農業経営通信)二五六、二〇一三年、二〇一三年

(注2) この第三者継承は、農林水産省の補助事業である農の雇用事業の中の農業経営継承事業(実施主体は全国農業会議所)として取り組まれている。

(注3) 第三者継承における継承方式の選択については、梅本雅「経営継承・事業継承対策の意義と課題」(農業と経済)七九(六)、五〇一四頁、二〇一三年を参照。

# 「農匠ナビ」で技術やノウハウ伝承支援

農業経営の継承にあたって、農作業に伴う技術や経営判断に必要なノウハウなどの無形資産を後継者にどのように引き継ぐか、今このことが重要になっている。農業現場では「暗黙知」でいく場合が多いが、今後は最新のさまざまな技術を駆使して継承していくことも必要だ。

## 日本再興戦略で重要課題に

従来、農家の農業技術や農作業ノウハウは、経営主(多くの場合、父)から後継者(多くの場合、息子)へ、実際の農作業体験を通して口頭伝承されてきた。

しかし、農業生産を主に担っている農家数は、昭和三〇年代後半から減少に転じ、近年では三割以下になっている。中でも高度な農業技術や豊富な農作業ノウハウを持つ専業農家は、昭和二〇年代後半から大幅に減少し、既に昭和五〇年には戦後の二割にまで減少している(図1)。

農業就業人口も、過去二〇年間で四八〇万人から二六〇万人へほぼ半減し、二〇一〇年には平均年齢も六五歳を超え農業者の高齢化も急速に進展している。この農家数の減少と農業就業人口の

高齢化は、わが国の農業技術・ノウハウの消失をも意味している。

こうした事態を受けて、篤農家技術・ノウハウを次世代に伝承し、さらに発展させることが大きな政策課題になっている。「日本再興戦略」(二〇一三年六月一四日閣議決定)においても、「高い生産技術を持つ篤農家の知恵を人材育成や収益向上等、多面的に活用する新たな生産方式の構築」が明記されている。

農業後継者は、従来は、農家の後継者と同じ意味であった。しかし、現在では、非農家出身者の農業参入も増加しており、また、農業を営む中小零細企業(農業法人経営)で働く若者も増加している。

二〇年前には年間二万人強であった新規就農者は、ここ数年では六万〜八万人程度まで増加し



九州大学大学院農学研究院・教授

南石 晃明 Teruaki Nanseki

なんせき てるあき  
岡山県出身。1983年農林水産省入省。農業研究センターなどで、農業経営管理と農業情報システムに関する研究に従事。2007年から現職。専門は農業経営学および農業情報学。著書に「農業におけるリスクと情報のマネジメント」(農林統計出版)他。

ている。新規就農者は多様化しており、農家世帯員が新たに農業を始めた「新規自営農業就農者」、農業経営の従業員になった「新規雇用就農者」、みずから農業経営を始めた「新規参入者」に区別される。

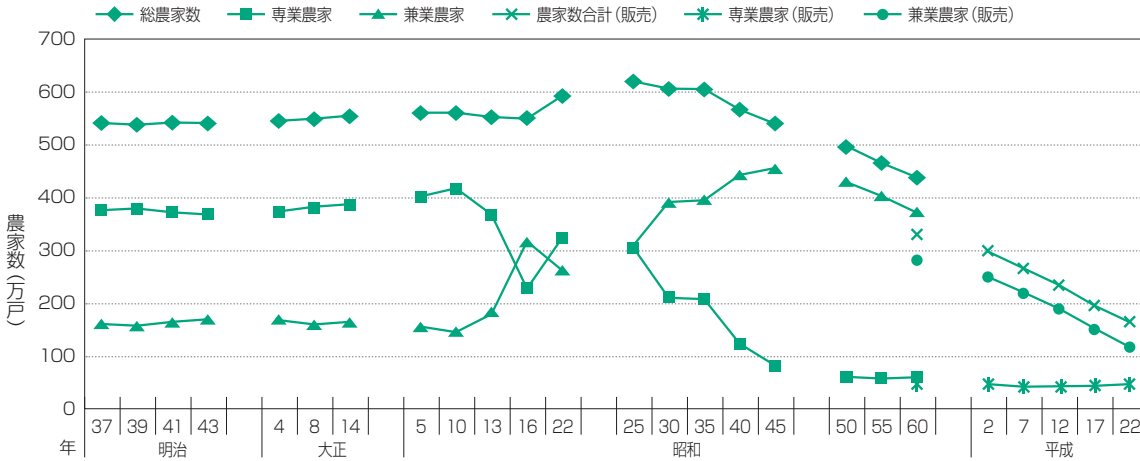
## ノウハウの口頭継承は限界

このように、次世代の農業後継者は、農家の子弟が後継者とは限らないのである。仮に、農家出身であっても、進学や農外就業のため、農作業体験に乏しいことは珍しくない者が一般的になっている。

また、農作業は季節性を伴うものが多く、さらに、作物や家畜の成長には数カ月から数年を要する場合もある。このことは、農作業は、短期間で繰り返し訓練を行うことが難しいことも意味して



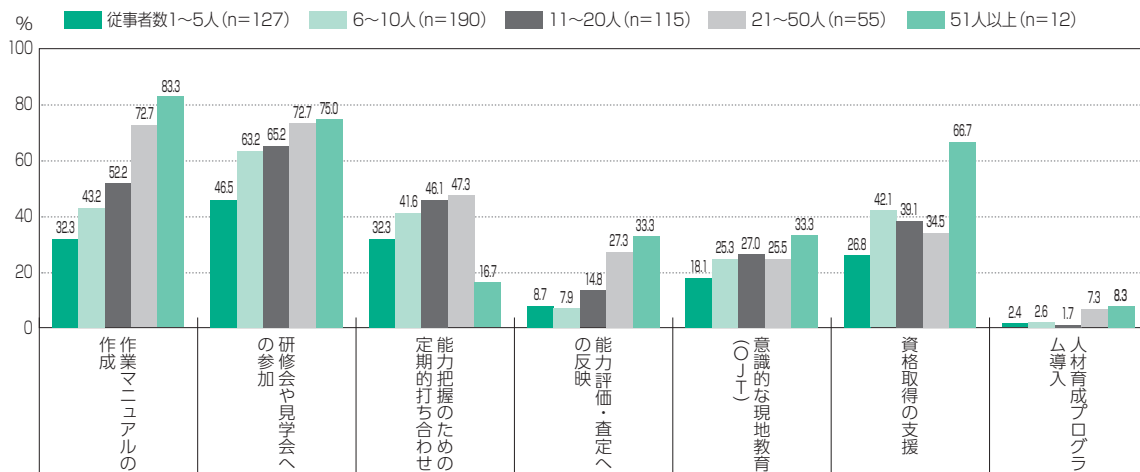
図1 農家数の長期的推移



出典：南石ら「次世代土地利用型農業と企業経営—家族経営の発展と企業参入—」養賢堂

いる。  
これらのことは、次世代後継者育成への農業技術・ノウハウ伝承を、従来の農作業体験を通じた口頭伝承に期待することは困難であることを意

図2 人材育成の取り組み内容と経営規模



出典：南石ら(2013)「農業法人経営における事業展開、ICT活用および人材育成—全国アンケート調査分析—」『農業情報研究』22(3), 159-173.

味している。  
農家が減少する一方で、従業員を雇用して農業を事業として行う農業法人経営は増加している。「平成二四年経済センサス」(総務省二〇一三)によ

れば、「農業」の法人事業所は二万二〇〇〇(このうち会社企業は一万六〇〇〇)に達している。こうした農業法人経営の数は、過去二〇年間で六〇〇〇から一万二〇〇〇へと倍増している。農業法人は、農業経営を行うために農地を取得できる「農業生産法人」とそれ以外の「一般農業法人」に大別される。法人農業経営の多くが農業生産法人であるが、農業生産法人の数は、過去二〇年間で三倍弱に増加している。

特に、従業員数が一〇人以上、売上高が数億円以上といった企業農業経営になると、生産管理や経営管理における情報マネジメントの重要性が高まっており、従来とは異なる能力を持つ農業人材の育成も課題となっている。

こうした企業農業経営は、その数はまだ少ないが、わが国の農業イノベーションの主体の一つとして期待されている。

このような法人経営の増加とも相まって、農業経営のビジネスサイズ(売上高)の拡大傾向がみられる。「2010年世界農林業センサス」(農林水産省二〇一一)によれば、販売金額別に農業経営体数の増減をみると、一億円以上の経営体数(五五七七)は五年間で九・五%増加しているのに対して、それ未満の規模の経営では減少している。

法人農業経営に雇用される従業員の多くは農業未経験者であり、農業経営自体の課題としても、農業技術・技能の継承・向上を含めた従業員の人材育成が経営成長の大きな課題となっている。

**農作業マニュアル化が重要**

筆者らが全国一六〇〇社余りの農業法人を対

象に実施したアンケート調査(回答数五〇九社)の結果の一部を紹介する。人材育成の取り組み内容としては、「研修会や見学会への参加」(六〇・一%)が最も多く、「作業マニュアルの作成」(四六・二%)、「能力把握のための定期的打合せ」(四〇・一%)、「資格取得の支援」(三六・七%)、「意識的な現地教育(OJT)」(三三・四%)、「能力評価・査定への反映」(二二・二%)、「人材育成プログラム導入」(二二・九%)、「その他」(二・〇%)の順に多い。

前ページの図2は、人材育成の取り組み内容と経営規模の関係を示している。ほとんどの取り組み内容において、従事者数が増加するにつれて各従事者数人数区分において取り組みを行っている経営の割合が増加している。

「作業マニュアルの作成」は特にその傾向が明瞭であり、従事者数「一〜五人」では三三・三%の経営で実施されているが、「六〜一〇人」(四三・二%)、「一一〜二〇人」(五二・二%)、「二一〜五〇人」(七二・七%)と従事者数が増加するにつれて取り組み割合も増加し、「五一人以上」では八三・三%の経営で実施されている。

この他、「研修会や見学会への参加」などでも同様の傾向がある。このように、従事者数が増加するに伴って、経験に基づく口頭による技術・作業ノウハウの継承・伝承が困難になり、農作業のマニュアル化が必須になると考えられる。

## 農匠ナビ・プロジェクト

これらの技術やノウハウ伝承にかかわるさまざまな課題解決を図るため、農林水産省委託研究「農作業の軽労化に向けた農業自動化・アシスト

システムの開発」の一環として、筆者を研究開発責任者とする「農家の作業技術の数値化及びデータマイニング手法の開発」(二〇一〇年度〜二〇一四年度、略称：農匠ナビ・プロジェクト)が実施されている。プロジェクトの主要成果は農匠ナビ・プロジェクトWebサイト(<http://www.agr.kyushu-u.ac.jp/lab/keiei/Noshonavi/>)に掲載されているので参照されたい。

農匠ナビ・プロジェクトの全体システムは、三つのサブシステムから構成されている(図3)。各サブシステムは、独立して作動するがこれらを連携させることで、より効果的に機能するように設計されている。

まず第一ステージとして、農作業情報・環境情報・生体情報の連続計測・データベース化システムの開発を行う。これらは、他のシステムや手法の基盤となるものである。

ここでは、①RFID(ICタグ)リーダー・GPS・カメラなどを用いた農作業情報(位置、内容、使用資材、施設の状態など)の連続計測技術、②繁茂度光計測センサー、果重センサーによるメロンの繁茂度や果重、ICタグリーダーやカメラ画像による水稻苗草丈などの生体情報連続計測技術、③気温、湿度、水温、日射量、CO<sub>2</sub>、土壌水分などの環境情報連続計測技術の開発や実証を実施している。

第二ステージでは、農作業情報・環境情報・生体情報の統合化・可視化システムを開発する。各種センサーなどで計測・データベース化した農作業情報、生体情報、環境情報を統合化・可視化し、地図やグラフなどで分かりやすくスマートフォン

やパソコンに表示するシステムである。

図では、クラウドシステムのイメージ図を示しているが、クラウドシステムを用いない農場内で閉じたシステムの試作も行っている。

こうして収集・統合化・蓄積された各種データに基づいて、第三ステージでは、熟練農作業ノウハウの抽出・継承手法を開発する。統合化・可視化したデータに基づいて熟練作業ノウハウの抽出を行う手法として、①熟練業者との対話を重視する手法と、②データ解析を重視する手法を想定している。

また、農業技術全体の作業スケジュール、作業時間、使用する資材・施設・機械の種類・経費、農産物の収量や価格などを格納した農業技術体系データと連動させて、作業ノウハウを映像等も用いて分かりやすく提示する手法の開発も実施している。

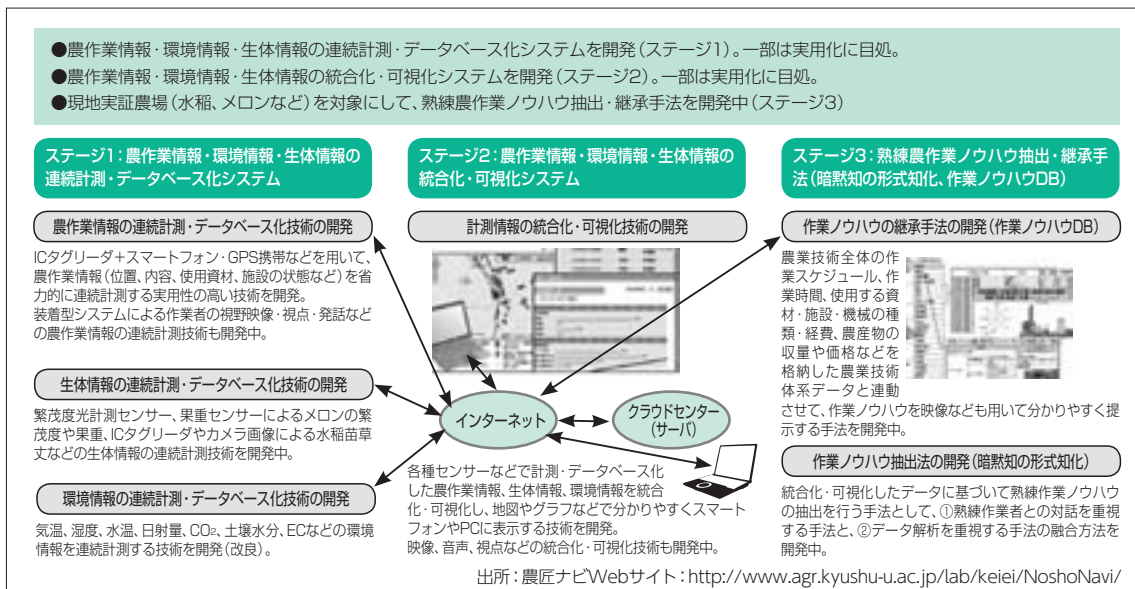
農匠ナビは、中核機関である九州大学が開発している各種サブシステムとともに、共同研究機関が開発している各種サブシステムを総体として統合・連携したシステムである。

## 営農可視化システムが可能

ここでは、主要成果の一つとして、第二ステージの農作業再現・疑似体験を目的とする営農可視化システムFVS-Viewerを紹介する。

本システムは、農業者視点および農作業環境の映像データ(音声含む二映像)、農業者軌跡GPSデータ、農業者の作業対象物(農業機関の操作、農業資材、農作業施設位置など)を識別するRFIDデータ、農業者などのコメント情報を

図3 農匠ナビゲーションシステムの全体構想



連動させて農作業情報を総合的に再現することができる(図4)。  
 このシステムの活用により、たとえば、農業機械の操作などの農作業レベルのノウハウ・コツを、

図4 農作業再現・疑似体験を目的とするFVS-Viewerの画面イメージ



作業映像、作業軌跡、作業対象資材・機器の面からデータ計測・蓄積することで、農作業再現・疑似体験が可能になる。  
 熟練者農作業の「匠の技」を他の農業者がネット上で体験するとともに技術・技能が異なる農業者をデータに基づいて比較分析することが可能になる。つまり、このシステムは、先進的な農業法人経営で取り組みが進んでいる「作業マニュアルの作成」を省力化・高度化するものと言える。

### 促進する研究成果の実用化

急速に失われつつある優れた農業技術・ノウハウを次世代農業後継者に伝承するには、新しい手法が必要になっている。農匠ナビ・プロジェクトは、情報技術を活用して農業技術・ノウハウ伝承支援と後継者育成を目指しており、現在、実際の法人農業経営で実証試験を進めている。

その結果、本システムにより、統合化・可視化された熟練者の音声付き作業映像や作業軌跡などを視聴することで、初心者や中級者の作業ノウハウ習得が促進されることを示しており、実用化可能な段階になりつつある。

その他の成果も含めて農匠ナビ・プロジェクトが、農業技術・ノウハウ伝承支援、さらに後継者育成支援に貢献できるように、関係機関と連携して実用化を推進している。

農家の減少に伴って失われつつある優れた農業技術やノウハウを次世代農業後継者にいかに伝承するか。ここでは、農業法人経営における取り組みや情報技術を活用した最新の研究成果を紹介してきたが、今後は、こうした先進的な取り組みを他の農業経営へも普及拡大することが当面の課題である。そのためには、先進事例紹介や農匠ナビ・プロジェクトなどの最新の研究成果の実用化促進が求められている。



# 税制から見た農業経営の承継に課題

農家の高齢化に伴い、後継者選びや農業経営の承継が重要なテーマとなっている。しかし、農業承継で見過ごされがちなのが、税制面の問題だ。後継者の営農継続を条件に納税猶予が受けられる制度もあるが、なかなか複雑だ。専門家の立場からその概要と課題を浮き彫りにしよう。

## 農業構造に税制も変化

現行の農業承継の諸制度を税制面から紹介するとともに、農業承継の今後の展望について若干の提言を試みることにします。

まず、その背景として、昨今の状況をいくつか挙げておきます。農家の高齢化に伴う後継者問題は依然深刻で、農業就業人口は、二〇一二年には二六〇万一〇〇〇人となり、二〇〇〇年と比べ三三%減少しました。また、六五歳以上の割合が六割、七五歳以上の割合が三割を占めるなど、引き続き高齢化が進んでいるとの報告があります〔平成二三年度食料・農業・農村白書「二二七頁」〕。

次に、〇九年の農地法の見直しについても触れておきましょう。高齢化に伴う担い手の減少、耕作放棄地の増加を背景に、〇九年二月一五日に



税理士  
**大久保 雅**  
Masashi Okubo

おおくぼ まさし  
1981年岐阜県生まれ。2009年しんせい総合税理士法人入社、11年税理士登録。名古屋税務研究所研究員を務めるほか、浅野氏編著『農家の相続・承継をめぐる法務と税務』（新日本法規）に共同執筆で参加。



税理士  
**浅野 洋**  
Hiroshi Asano

あさの ひろし  
1948年岐阜県生まれ。83年税理士登録、同年浅野会計事務所開設。2002年しんせい総合税理士法人設立、同法人代表社員。現在、名古屋経済大学大学院非常勤講師（資産税）などを務める。

「農地法等の一部を改正する法律」が施行され、従来のいわゆる「自作農主義」から農地の効率的利用の重視に大きく舵を切りました。農地の「…所有権又は賃借権（等の）権利を有する者…」の責務についても、農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならぬと明確化されました（農地法一・二の二）。

この農地法の改正を税制面からも支援するため、本年度の税制改正では、一定の農地の貸付けのうち、納税猶予の適用期間中に障害・疾病などにより営農できなくなった場合でも猶予を継続する（営農困難時貸付）について、適用要件の緩和が図られました。

また、一五年度以降の相続税の基礎控除の引下げや最高税率の引き上げなどにより増税されますが、その一方で、都心部の土地所有者の税負担

を考慮して、一五年一月一日以後の相続・遺贈により取得した事業用（貸付用を除く）と居住用の土地評価を減額する特例の拡充が行われることとなりました。

農家は、居宅の他に農機具置場、作業場などの農業用施設を有する場合がありますが、今回の改正で（特定居住用宅地等）（最大三三〇平方メートル）と（特定事業用等宅地等）として、農業用施設用地（最大四〇〇平方メートル）の完全併用適用が可能となりました。このため、農業用施設用地で特例の要件を満たす場合には、減税効果が得られる改正が行われました。

農家の承継には農地特有の事情、他の相続人への遺産分割の配慮などをする必要があり、一五年度以降の相続税の基礎控除の引き下げなどを背景に、農家・農地の相続を含めた事業承継は今後

図1

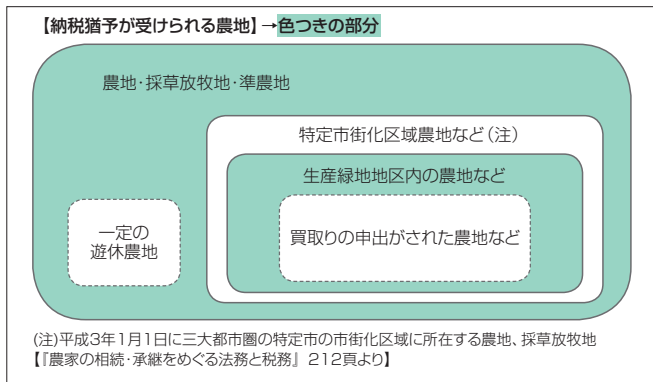


図2 納税猶予額のイメージ図

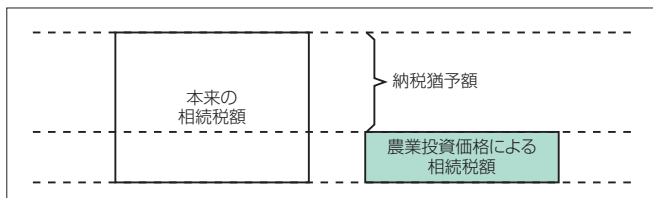
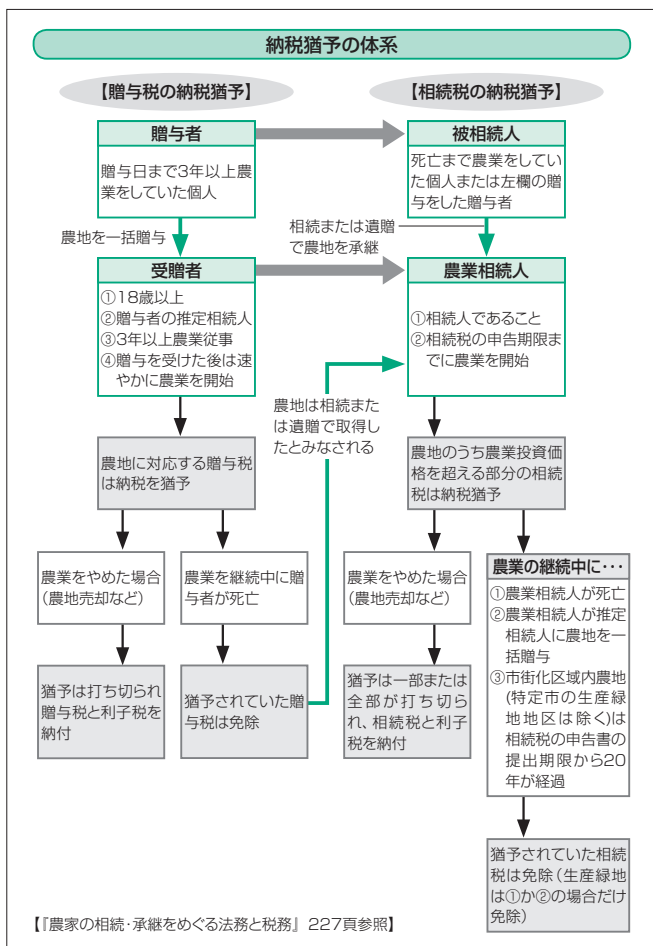


図3



さらに厳しさを増すものと思われます。

### 農業の承継で納税猶予

民法の均分相続による考え方を前提とすれば、遺産分割によって農地は細分化されやすく、農業経営の縮小が余儀なくされます。また、市街地農地を相続した場合は宅地並みの相続税評価額となり、農業を継続したくとも相続税の納税のために農地を売却せざるを得ない問題が生じます。

そこで、農地を農業後継者が取得し、農業を継続することを条件に、一九六四年度に納税猶予制度が創設されました。まず、その概要について触れておきます。

#### ① 相続税の納税猶予ケース

相続または遺贈により遺産分割がされた一

定の農地(図1)で引き続き農業の用に供される場合、本来の相続税額のうち農業投資価格を超える部分(図2)が、一定の要件のもとに猶予され、相続人が死亡した場合などには猶予税額が免除されます(図3)(税特措七〇の六①)。

する前に、納税猶予の適用を受けた面積の二〇%未満の譲渡・転用などを行った場合には、その対象地にかかわる本税と利子税を納付します(税特措七〇の六⑦)。しかし、二〇%を超える譲渡・転用などがあった場合には、全ての納税猶予対象地に係る本税および利子税を納付しなければなりません(税特措七〇の六①)。

また、相続税の納税猶予制度は、相続税の納税および農地の将来的な利用・承継を総合的に勘案した上で、相続した農地から納税猶予適用地を「選択」することができます。

#### ② 贈与税の納税猶予ケース

私たちが受ける税務相談の中に、相続税の納税猶予を適用する際に、当座の納税のことしか考慮しなかった結果、相続した農地の全てを納税猶予対象地として適用を受けてしまっているケースが見受けられます。

納税猶予の適用を受けた後、免除要件に該当

贈与税の納税猶予は、相続税の納税猶予と同様に、農地の細分化の防止と農業後継者の育成を税制面から支援するために設けられた制度です。

農業を営んでいた贈与者が、その農業の用に供されている農地の全部(採草放牧地、準農地を所有している場合は、その三分の二以上)を、農業後継者である推定相続人の一人に一括して贈与した場合など、一定の要件を満たす場合に限り、後継者に課税される贈与税の納税が猶予され、贈与者または受贈者のいずれかが死亡したときに贈与税は免除されます(税特措七〇の四①)。

贈与者が死亡した場合、贈与税の納税猶予額は免除されますが、先に贈与した農地などは、贈与者の相続開始時の価額で相続税が課税されます。ただし、一定の要件を満たせば相続税の納税猶予の対象となります(図3)(税特措七〇の四③・七〇の五①)。

### 猶予中農地の売却・貸付け

農業経営者の方から、「数年前に父親の相続で取得した、納税猶予中の農地の一部について、隣地の農業経営者から効率的に利用するために売却してほしいとの依頼があった。納税猶予を解除した場合の税務上の取り扱いを知りたい」とのご相談をいただいたことがあります。

このケースでは、相談者が売却する農地の面積は納税猶予対象地の全体の二〇%を超えていたため、この農地を譲渡することで全ての納税猶予額が解除されることとなります。

相談者は今後も営農を継続する意向でしたので、代替農地の買換制度をご紹介します、この特例を適用することで納税猶予を継続することができました。

納税猶予の適用を受けている農地を譲渡などした場合、その日から一年以内に譲渡対価額の全部または一部を代替農地の取得に充てると、代替農地の充当対価に対応する農地譲渡はなかつたものとみなされ、納税猶予は継続されません。

ただし、譲渡日から一カ月以内に一定の申請書を、代替農地の取得後に一定の明細書を所轄税務署長に提出する必要があるので注意が必要です(税特措七〇の六⑱・税特令四〇の⑳)。

また、従来の納税猶予制度の対象農地は自作農地が前提で、貸付地は適用を受けられませんでした。

しかし、二〇〇九年度の農地制度の見直しにより、納税猶予の適用を受ける農業相続人が、市街化区域外の農地について農業経営基盤強化促進法に基づく事業による貸付け(特定貸付)を行った場合は、貸付日から二カ月以内に特定貸付けを行っている旨などを記載した届出書を所轄税務署長に提出すれば、納税猶予が継続される改正が行われました(税特措七〇の四の二①・七〇の六の二①)。

これによって納税猶予の適用を受けている農地所有者は、後継者がいないなどの理由で営農継続できない場合であっても、農地の貸付けが可能となり、農地利用の集積による効率化が図られることになりました。

### 営農継続困難にも対応

農地の納税猶予制度は適用期間が長期のため、適用期間中に障害、疾病その他の事由によ

り、営農が行えない状態になる場合があります。このような場合に営農廃止という事由で納税猶予を打ち切り、納税猶予を受けていた相続税と利子税の納付を求めることは酷であり、また農地の有効利用にもつながりません。

そこで、農地の有効的な利用を促進する観点から農業相続人が一定の営農困難時貸付を行ったときは、特例が適用できない場合に限り、その貸付けを行った日から二カ月以内に一定の届出書を所轄税務署長に提出することを条件に、納税猶予が継続されるように、二〇〇九年度税制改正により手当てされました(税特措七〇の四⑲・七〇の六⑳)。

本制度は、途中で障害や要介護の状態となった場合の例外的な救済措置であるものの、制度創設後の適用者数は一年の年末時点で四名、適用面積は四万二九七平方メートルという水準にとどまっています。(平成二五年度税制改正(租税特別措置)要望事項)。

身体的な作業が大きな比重を占める農業の実態を考慮した場合、必ずしも本特例の趣旨に沿った対応ができない部分があることから、本年度税制改正では営農の実情により即したものとすべく、次のような改正が行われました。

改正前の営農困難時貸付は、(i)身体障害一級または二級、(ii)精神障害一級、(iii)要介護五、のいずれかの状態であることが適用を受けることの要件とされていました。

今年度の改正により「上肢または下肢の一部の喪失などの農業に従事することが困難な故障が生じたこと」などの事由が追加され、市町

村長または特別区長が認定できるように制度が変更されるなど、営農困難時貸付の適用のための運用改善が行われました(税特措四〇の六④五・四〇の七④九、平成二五年四月農林水産省告知第八〇三号)。

## 個人農家の法人化にメリット

農業法人とは、「法人形態」により事業として農業を営む法人の総称であり、農業法人には、会社法人と農事組合法人があります。これらの法人のうち農地の権利取得ができる法人を農業生産法人といいます。

二〇〇九年度に改正農地法が施行され、農業生産法人以外の一般法人や特定非営利活動法人(NPO法人)などが農業に新規参入する際の規制が大幅に緩和されました。

これにより、所有には制限がありますが、貸借であれば、農地を適正に利用するなどの一定の条件の下において、全国どこでも参入が可能となりました。つまり、農地所有者の後継者がいないなどを理由に農地を貸したいと考えた場合、改正前より容易に農地を貸借できることになったのです(農地法三三の三)。

この改正により、〇九年二月から二二年二月の三年間で、新たに二〇七一件の一般法人が農業に参入しているとの報告があります(平成二四年度食料・農業・農村白書「一四六頁」)。

個人経営の農家を法人化することには、さまざまな利点もあります。税務申告書類および事務処理は増加しますが、取引先からの信用力の向上や優秀な人材の確保などにつながってきます。

また、家計と経営の分離により経営管理が徹底され、各農家が個々に農業機械や施設などを所有するよりも、農業法人として集落営農をすることにより、生産コストの削減が可能となります。

税制上のメリットとしても、青色申告を条件に赤字を九年間(個人の場合は三年間)(法税五七、所税七〇①)繰り越すことや、定率課税(個人の場合に累進課税)などによる節税効果が期待できます。

ただし、贈与税・相続税の納税猶予の適用対象地を法人に貸し付ける場合には、一定の特定貸付(前述の④参照)を除き、納税猶予制度が継続されないため注意が必要です。

なお、農業法人のうち会社法人は普通法人と同一水準の法人税率が、農事組合法人については協同組合などの税率が適用されます。

## 一括贈与の適用要件緩和を

政府は今年一月五日、大都市を中心に地域限定で規制を緩和する国家戦略特区の法案を閣議決定しました。農地の売買や賃貸借を許可する権限を農業委員会から市町村に移すことにより、農地の効率的利用を促す措置が盛り込まれました(法案第十八条)。また、農業生産法人で農作業に従事する役員数を「過半数」から「一人以上」と緩和(法案十七条)し、法人が農業に参入する要件を引き下げ、農地の活性化を促す措置が講じられることとなりました。

高齢化や農業の担い手不足が進行している地域では、農業、農村を維持する上で法人化が有用な形態として拡大することで、大規模でまとま

た農地を借り受け、新規就農者の受け皿となることが期待されています。これにより、農地の安定的な利用や、取引信用力の向上などが図られ、農村の活性化につながるのではないかと考えます。

事業承継には、法人の参画と農業後継者への承継が考えられます。後者の農業後継者への承継については、複数相続人がいる場合には生前に将来の農業経営の担い手となる推定相続人へ贈与することで、後継者を決定して経営基盤を緩やかに移転することが望まれます。

しかし、現行の農地の贈与税の納税猶予制度では、農業を営む者が、その農業の用に供されている農地の全て(採草放牧地、準農地を所有している場合は、その三分の二以上)を、農業後継者である推定相続人に一括して贈与することが適用を受けるための要件とされています。

一年末における相続税の納税猶予適用者数、八万九〇八〇人に対し、贈与税の納税猶予適用者が三万八四二二人(平成二五年度税制改正(租税特別措置)要望事項)と少ないのは、一括贈与の適用要件が足かせになっていることが考えられます。

この一括贈与の要件を緩和することで、遺留分に配慮した贈与を可能とし、円滑な事業承継が一層行われるのではないかと考えます。

### 【参考文献】

- 浅野 洋編著『農家の相続・承継をめぐる法務と税務』(二〇一二年・新日本法規)二二二頁、二二七頁
- 柴原 一編著『農業・農地をめぐる税務「補訂版」』(二〇一〇年・新日本法規)四八七頁、四八八頁



# 「割高でも国産選ぶ」 消費者が増加 健康増進農産物の 付加価値に期待感

—2013年度上半期消費者動向調査—

消費者の食の志向はどうか。日本公庫農林水産事業が7月に実施した消費者動向調査では、多様化する食品の販売チャネルにおける消費者の購買の動きを探りました。

低下し一九・九%となりました。

## 「三割高でも国産」が過去最高

国産食品の輸入食品に対する価格許容度を聞いたところ、「割高でも国産を選ぶ」と回答した割合は、六一・三%となり、前回調査から六・九ポイント上昇しました(図2)。これは、調査開始以来二番目に高い回答です。なかでも、「三割高を超える価格でも国産品を選ぶ」と回答した割合は、調査開始以来最高の二〇・九%となりました。

昨今の国内経済回復への期待感から、消費者は多少割高であっても、「おいしいもの」や「安全性の高いもの」「国産食品」を食べたいという傾向が現れてきた結果と考えられます。

## 食品購入の志向

### コメ、飲料でのネット購入多い

自宅用として購入する食品について、品目ごとにどのような方法で購入しているかを聞いたところ、ほとんどの品目で「店頭」での購入が九五%を超える回答となりました(図3)。

「店頭以外」で購入するとした回答は、コメ三〇・〇%、飲料一九・一%、酒類一五・七%で多くなりまし

した。特にコメは「店頭」で購入の回答も七九・七%にとどまってお

り、店頭以外での購入が多い実態が明らかとなりました。

また、店頭以外で購入する場合の注文方法は、どの品目においても「パソコン」「注文用紙を郵送・回収」の回答が多く、「電話・ファックス」「携帯端末」の回答は少数にとどまりました(図4)。なかでも、「パソコン」の回答がコメ一八・四%、飲料一四・三%、酒類一二・二%と高く、重量があり保存が利く食品については、インターネットを利用した購入の浸透が目立つ結果となりました。

「店頭」のみで購入する理由として多かった回答は、「実物を確かめて購入したい」六七・七%、「買い物に行くことに不便を感じない」四五・一%でした(図5)。

一方で「インターネット」で購入する理由として多かった回答は、「自宅まで届けてもらえる」七五・二%、「買い物に出かけずに済む」五八・二%、「好きな時間に購入できる」五七・七%で、インターネットならではの利便性を挙げる回答が上位を占めました(図6)。

## フードドラッグに存在感

店頭で購入する食品について、品

今回、二〇一三年七月に実施した消費者動向調査では、三つのテーマについてアンケート調査を行いました。一つ目は、二〇〇八年から継続して調査をしている食の志向に関すること、二つ目は、どこで何をどのようにして購入しているかという食品の購入に関すること、三つ目は、健康増進成分を含む農産物について、消費者の意識を調査しました。

## 食の志向

### 安全・国産・美食志向が上昇

食に関する志向を聞いたところ、「健康志向」は四四・三%と前回調査(二〇一三年一月)同様、回答割

合が最も高い結果となりました(図1)。

また、東日本大震災直後の二〇一一年七月調査から三半期連続で低下傾向にあった「安全志向」が前回調査から五・九ポイント反転上昇し二三・〇%になりました。「国産志向」も四・一ポイント上昇し一七・七%に、また味のおいしさを追求する「美食志向」も四・三ポイント上昇し一三・五%となりました。

一方で、二半期連続で高い水準を維持していた食費を節約する「経済性志向」は、前回調査から五・九ポイント低下し三三・四%となりました。このほか「手づくり志向」も前回調査から七・六ポイント



図2 国産食品の輸入食品に対する価格許容度

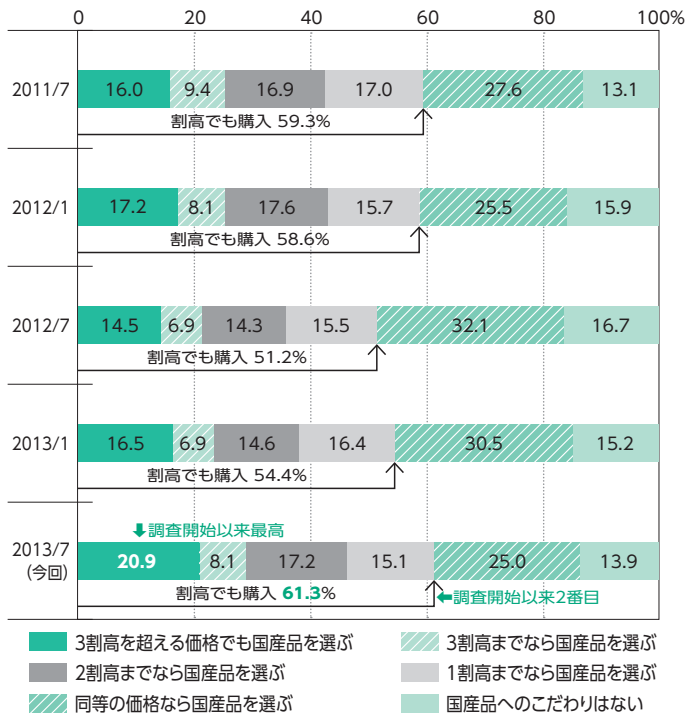


図1 現在の食の志向(上位)の推移

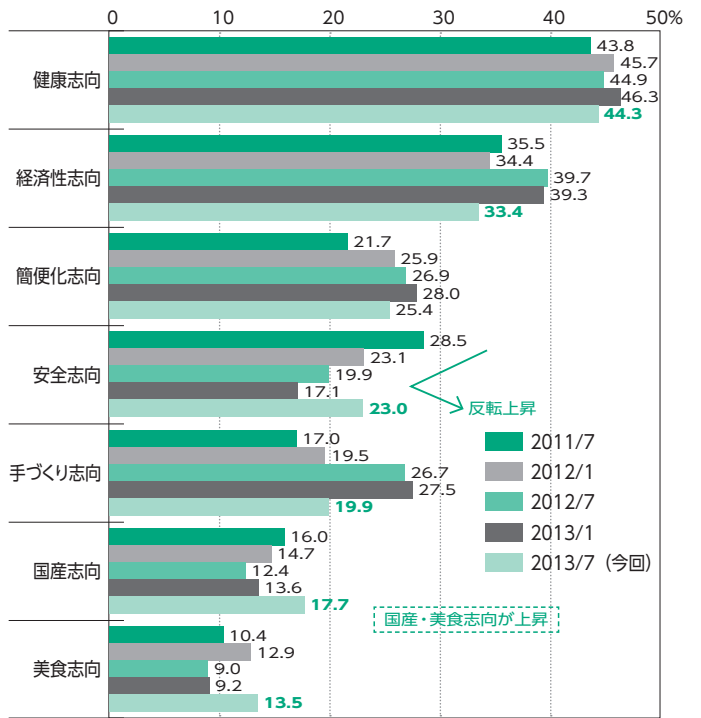


図4 図3の「店頭以外」の購入方法の内訳

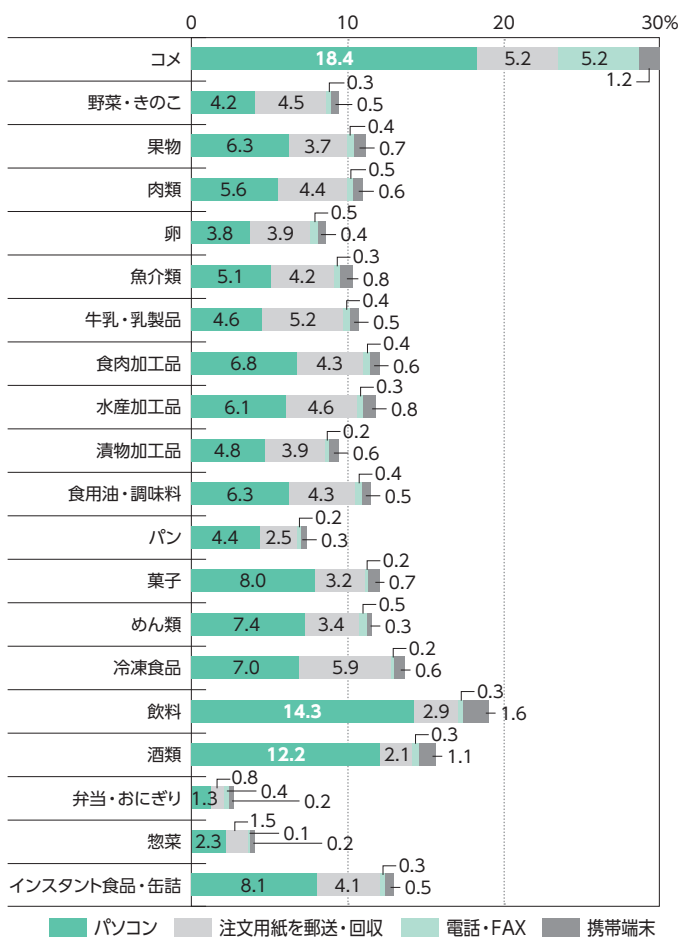
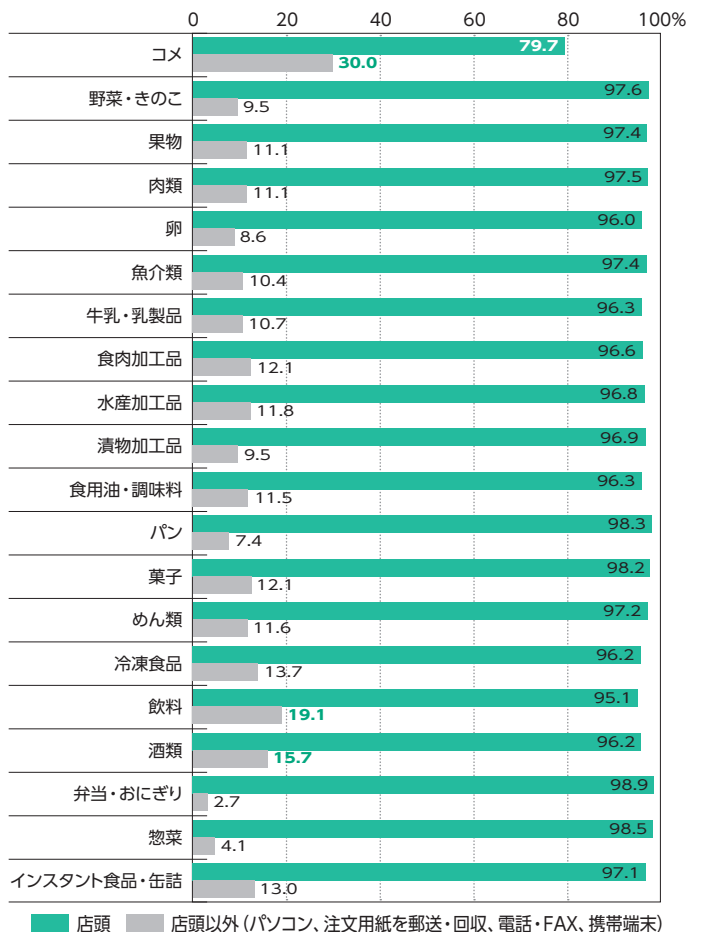


図3 自宅用の食品をどのような方法(店頭か店頭以外)で購入するか(2つまで回答可)



目ごとに利用する店舗の業態を聞いたところ、「スーパー以外」での購入が多かったのは、パン六三・一%、弁当・おにぎり六二・二%、飲料六〇・八%、菓子六〇・二%、酒類五一・六%、野菜・きのこ四〇・五%となりました(図7)。

「スーパー以外」の購入先の内訳で多かった回答は、「農水産物直売所」が野菜・きのこ二二・八%、果物八・七%で目立ちました。「コンビニエンスストア」が弁当・おにぎり四三・八%、飲料二五・六%、菓子二〇・五%となりました(図8)。

また、近年、食品の品揃えを強化している「ドラッグストア」は、飲料一七・四%、菓子一三・四%、インスタント食品・缶詰一一・六%、酒類一〇・三%で高い回答割合となり、いわゆる『フードドラッグ』と呼ばれる食品強化型ドラッグストアの存在を示す結果となりました。

ドラッグストアで食品を購入している人に、その理由を聞いたところ、「価格が安い」が八三・三%と突出して多く、次いで「食品以外の買い物のできる」が五九・八%と高い回答となりました(図9)。コンビニエンスストアが二四時間営業などの利便性で成長してきたのに対し、ドラッグストアは価格訴求と医薬品や日用雑

貨などを含めた品揃えが強みとなっていることをうかがわせる結果となりました。

### 健康増進農産物の志向

#### 「食べたい」が半数以上

消費者に対して、健康を増進する成分を含む農産物やその加工食品への意識について聞いたところ、「試しに食べてみたい」を含めた「食べたい」の回答が全体で男性五六・二%、女性五七・九%に達し、「食べたくない」の男性二八・〇%、女性三〇・二%を大きく上回り、消費者の期待を示す結果となりました(図10)。

また、「食べたくない」の回答内訳としては、「効果が不明なので食べたくない」や「安全性が不安なので食べたくない」の回答が含まれていました。

健康増進成分を含む農産物を販売する場合は、その効果や安全性について消費者に分かりやすく情報提供する必要も明らかとなりました。

#### 七割は割高でも購入

「食べたい」と回答した人に、従来の農産物や加工食品に対する価格許容度を聞いたところ、「割高で

も購入する」との回答が六五・六%にのびりました(図11)。

生産者の立場からは、健康増進成分を含む農産物は、新たな付加価値を持つ生産物として、期待されるのですが、そのためには、消費者が日常の食事の中で継続的に摂取できるような価格帯やメニュー提案などの環境整備も必要

図5 店頭のみで食品を購入する理由(複数回答可)

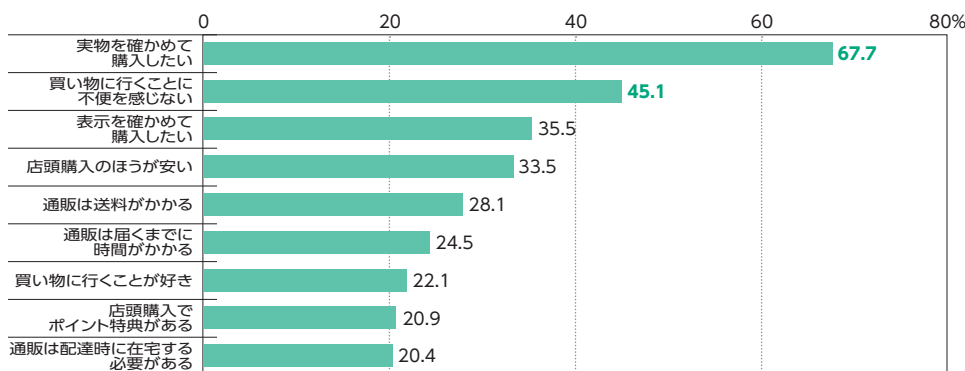
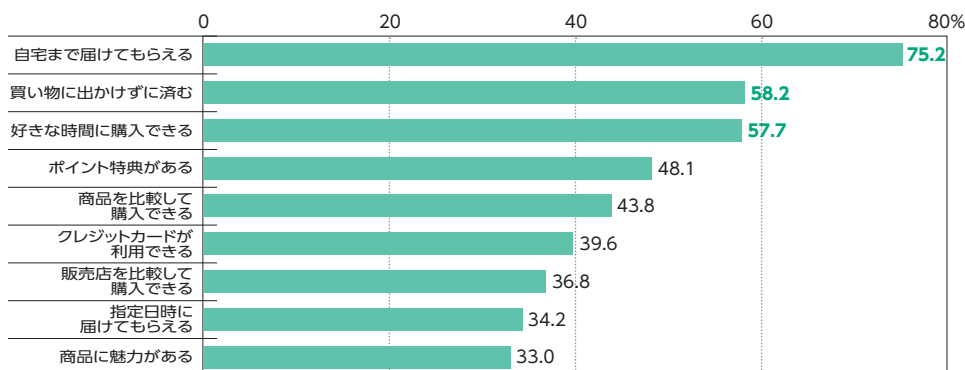


図6 インターネット(パソコン、携帯端末)で食品を購入する理由(複数回答可)



になると考えられます。

(情報戦略部 天野 絵里)



#### 【調査概要】

- 調査対象 全国の二〇歳代〜七〇歳代の男女二〇〇〇人(男女各一〇〇〇人)
- 実施時期 二〇一三年七月一日〜一〇日
- 調査方法 インターネットによるアンケート

図8 図7の「スーパー以外」の購入先の内訳

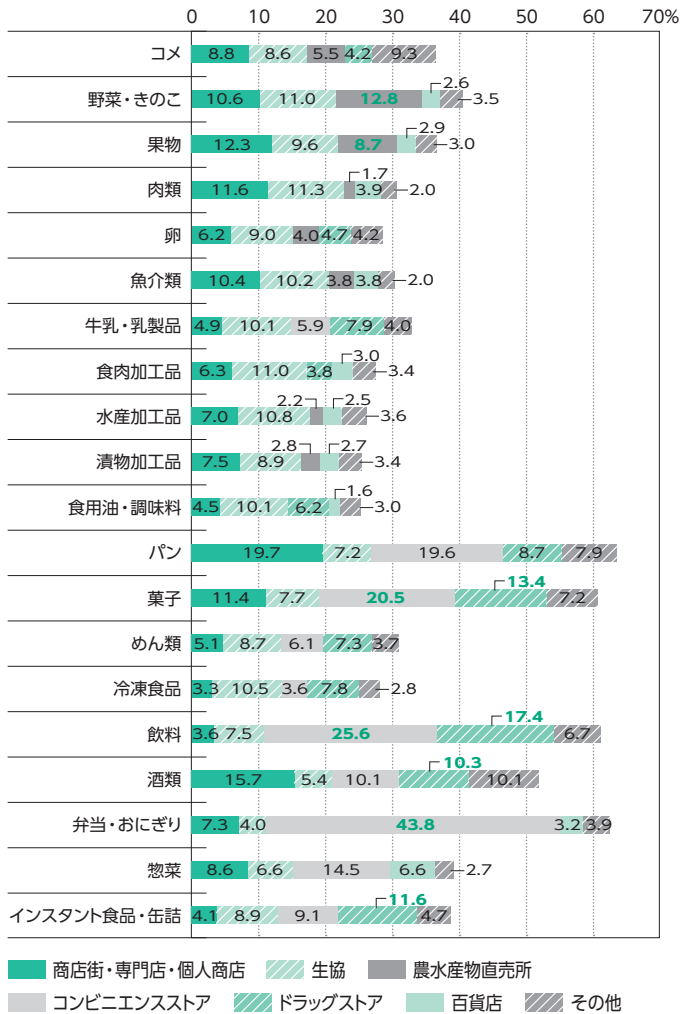


図10 「健康を増進する成分を含む農産物の新品種」を食べたいかどうか

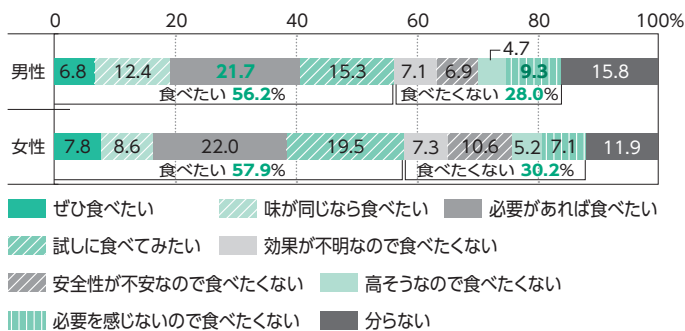


図11 「健康を増進する成分を含む農産物の新品種」についての価格許容度

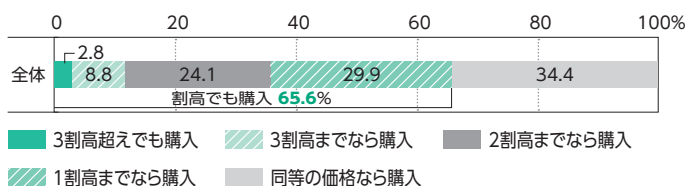


図7 店頭で購入する食品の購入先 (3つまで回答可)

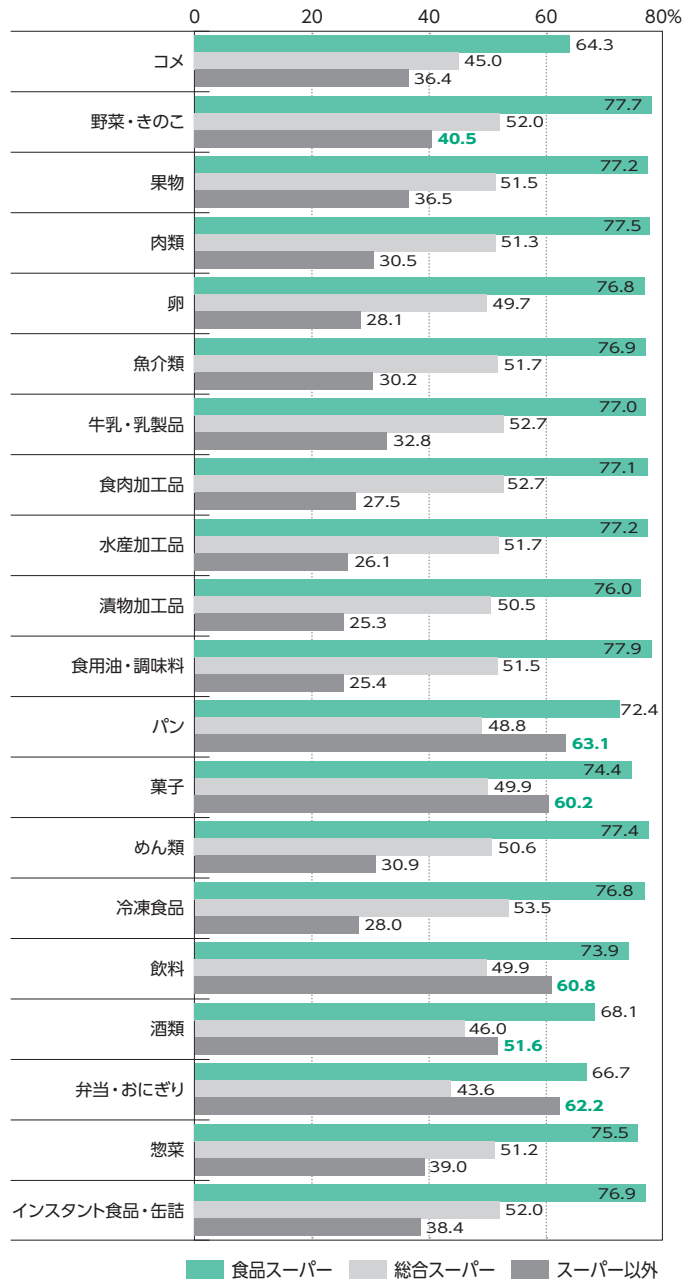
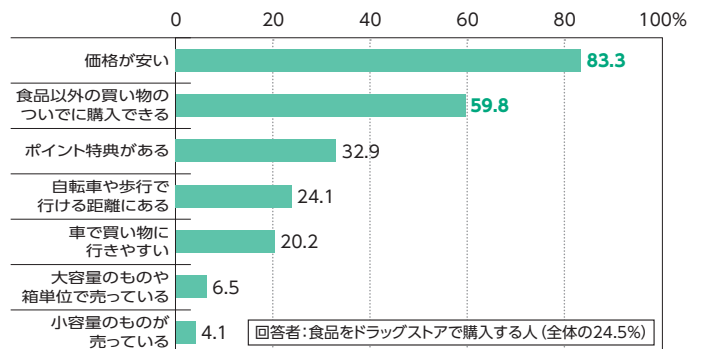


図9 ドラッグストアで食品を購入する理由 (複数回答可)



むかしからのゆずの里。  
おばあちゃんわさの技が  
加工品を全国市場に。  
農業が元気になれば、  
集落が元気になります。

農と食  
の邂逅

## 倉岡 有美 さん

和歌山県東牟婁郡古座川町  
農事組合法人古座川ゆず平井の里  
統括責任者

暮らしの中にあって、身近な産物だったゆず  
に注目し、地元特産品として発展させた。ロコ  
ミで広がり年商は一億円を超える。伝承の加  
工技術が生かされ、高齢者がひなびた集落で  
成功させた農村ビジネス。





P19:有美さんを見かけると誰もが話しかけてくる。集落は深い絆で結ばれている  
 P20右上:11月の収穫時期は人手が足りない。元気な高齢者に混じって、同町に移り住んだ1ターナー者に収穫作業を手伝ってもらうこともある。澄んだ川は日本屈指の清流古座川のほぼ源流。鮎、アマゴ、ウナギ、ハヤなどが泳ぎ回るそうだ  
 P20右下:平井集落のほぼ中央に位置する若宮八幡神社から見渡す  
 P20左:10月19日は集落の祭り。若宮八幡神社に集まった住民に「餅まき」がおこなわれた。前日には女性たちが餅づくりに精を出した

## 婦人部による加工組織が母体

紀伊半島の最南端、串本町から北の内陸へ向かう。曲がりくねった山道を車で一時間走るとようやく七〇世帯、一四〇人が暮らす小さな集落、古座川町平井に着く。

集落の中心にある廃校になった小学校。ここに古座川ゆず平井の里(以下、平井の里)がある。校門をくぐると爽やかなゆずの香り。校庭に建てられた加工施設に入ると、スタッフの一人は黙々とゆずの皮をむき、別の部屋ではピン詰めされたゆずドリンクの検品をしていた。ここから出荷されるゆずとその加工品は全国各地に届けられ、売り上げは軽く一億円を超える。ひなびた集落の風景からは想像できない農村ビジネスだ。

母体は、一九八五年からゆずの加工品づくりに取り組んできた二〇名による「古座川ゆず婦人部」だ。わずか二軒の農家が始めたゆず栽培が集落全体に広がり、生産組合が生まれ、やがて搾汁施設が建った。搾汁量が増えるほど溜まるカスを活用できないかと立ち上がったのが婦人部だった。

それまで特産品がなかった同集落。里帰りした子どもたちにジャムやマーマレードを持たせると、口コミで注文が増えた。古座川町も「女性たちを支援することが町の活性化につながる」とPRを後押しし、さらに売り先が広がった。

だが、小さな施設での加工量には限界があった。隔年結果の柑橘ゆえ収量の変動が激

しく、収穫量が多い年は生産組合も販売先の確保に苦勞した。農家の高齢化や老木化などの問題もあった。これらの状況を打開するため、ゆずの加工・販売を一手に引き受け、雇用を確保することで地域活性化の拠点にしようとして二〇〇四年、平井の里を発足させた。

## 法人設立後、売り上げは二倍に

法人設立は決まったものの、肝心な事務局を預かる人がいなかった。白羽の矢が立ったのが倉岡有美さん(四五)。古座川町職員として婦人部の活動を側面から支援してきた。

折しも有美さんは二人目の子供ができ、役場を退職した頃だった。「しばらく子育てに専念しようと思っていたので、手伝ってと言われた時は迷いました。でも話がどんどん進み、気付けば乳飲み子を託児所に預け、働くことになっていました(笑)」と振り返る。

法人化の際に新設された工場では機械による効率的な作業が進むが、肝心な工程では婦人部の頃から伝わる「手づくり製法」が貫かれていた。ゆずの皮をむくのも手作業、むいた皮を刻むのも人の手だ。「商品の出来上がりがきれいですし、雇用を守ることが法人設立の目的でもありますから」と有美さん。

加工品の四割はダイレクトメールやインターネットを通じた個人客に販売され、残りには卸売り。地元の観光施設のほか、大手量販店や生協、スーパーなど取引先は実に幅広い。大手ハンバーガーチェーンとは法人設立前の二〇〇一年から取り引きが始まり、「古座



ゆず平井の里の役員とスタッフは30人(20人は女性)で、集落の人と集落外から通勤してくる人が半々。商品開発担当の前田利枝子さん(左)と

川産ゆずドリンク」として提供されている。

取引先が広がった理由を聞くと「おばあちゃんたちから伝わる加工技術の高さ。そして地域を守っていききたいという集落の人たちの熱い思いだと思います」と有美さん「それと、こんな小さな集落が頑張れるならば他域でも頑張れるというモデルだと思っ

て、応援してくれているのかなとも思います」

もう一つ言えば、商品に込められた思いを丁寧伝える有美さんの役割も大きい。羽山勤代表理事(六五)も、「農家はつくることは得意だが、営業とか広報は苦手だからね。有美さんが取引先の男性と堂々と渡り合っ

かれて、助かります」と微笑む。

法人化の前には六五〇〇万円だった売り上げも今や一億三〇〇〇万円(二〇一二年度)。事業範囲も広がった。高齢農家から栽培が難しい園地を預かり、四〇㊦でゆず生産も行っている。

消費者との交流事業も大切にしている。同集落には視察で訪れる団体も多い。また個人向けにマーマレードづくりやこんにやくづくりなどの体験も受け入れている。「こんな田舎ですが、週一回は何らかの受け入れをしています」(有美さん)。一年には、図書館だった建物を「体験交流施設ゆずの学校」として改装。昼食を提供するレストランにした。平家の落人が居を構えた同集落には、京都の精進料理の一つ「うずみ」の文化が受け継がれている。レストランではこれを再現した「うずみ御膳」も提供している。

### 課題の先にある可能性に向かう

順風満帆に見えるが、有美さんは「乗り越えるべき課題もあります」と話す。事業が多岐にわたり、商品も二三アイテムと多い分、経費もそれぞれかかる。利益率のよい商品に絞り込み、製造ラインの効率を上げれば利益は上がるが、そうすると多様な商品を求める個人客のニーズに応えにくくなる。企業と連携し受注生産も行っており、それが安定経営につながっている。だが贈答時期など大量注文への対応を求められると、少人数でこなす加工施設は混乱してしまう。

商品が集落から一歩外に出た瞬間から、他の企業と同じ「商品」として扱われる。食品衛生面で求められる基準も年々高くなる。農産加工品が市場の間口を広げていくために避けて通れない課題に、平井の里も直面している。これらを全員で共有化するため、一〇周年を迎える二〇一四年に向け事業をどう展開していくか計画づくりに乗り出した。

ゆずが海外で注目されていることもあり、平井の里にも輸出の話が持ち込まれたことがある。「以前は、輸出なんてとても……と思っていました。でもトライして、もうまくいかなくてもその経験が大事なかなと思うようになりました。どこまで事業を大きくできるかわかりませんが、現状維持は後退ですから」と有美さんは静かな闘志を燃やす。以前、サンプルとして加工品を海外に送ろうと、商品を郵便局に持ったところ、手続き方法が分からず局内は大慌てだった。「そういうことも一度経験すれば町の蓄積となります」

「農業が元気になれば、自治体の事務レベルも向上し、地域全体の活力アップにつながる」元役員職員として地域全体に目を配る有美さんらしい言葉だ。あまり自分を前面に出さないタイプだが、平井の人々がなぜ迷う有美さんを引っ張り出したのか、理由が徐々に分かってきた。大局からものごとを眺め、背中を押してくれる人こそ農村ビジネスに不可欠だからだ。

(青山浩子／文 河野千年／撮影)

## 日本語は食感を表す言葉の宝庫

(独) 農業・食品産業技術総合研究機構  
食品総合研究所 食品機能研究領域 主任研究員

早川 文代

心

わふわ、サクサク、もちもちなど、食感を表す日本語は多彩です。このような言葉は食卓で家族のコミュニケーションに使われるだけではありません。食品や農産物の品質評価の場でも重要です。たとえば、リンゴの歯ごたえをチェックする際にも、「シャキシヤキ」「サクサク」「カリカリ」など、どのような言葉でチェックするかによって結果は変わります。

そこで私は、食品や農産物の食感評価に利用するために、アンケートや文献調査によって日本語の食感表現を収集し、整理しました。その結果、四四五語のリストをつくることができました。

日本語の食感表現の最大の特徴は、その数の多さです。フランス語は約二三〇語、中国語は約一四〇語、ドイツ語や英語は約一〇〇語です。これらと比較すると、日本語の食感表現の多彩さは際立っています。

第二の特徴は、粘りや弾力を表現する言葉が多いことです。「ねばねば」「ねっとり」「にちゃにちゃ」などの粘りの表現、「ぷりぷり」「ぷるぷる」「ぷるん」などの弾力の表現はそれぞれ約七〇語もありました。おそらく、日本でよく食べられている食材や、日本人の食感の好みが背景にあるのでしょう。納豆、とろろ、こんにゃくなど、粘りや弾力のある食



「みずみずしくてシャキシヤキ」のサンふじ(左)と、「きめ細かくてサクサク」の王林(右)

材は日本人の食卓に多く登場します。

日本語の食感表現の多さには、擬音語・擬態語が多いという言語上の特徴が関係しています。擬音語・擬態語は、物の状態を言葉に直接模すので、ちょっとした違いを言葉にしやすいのです。しかしそれだけではなく、食感表現の多さは、日本人が食感に対して繊細であり、こだわりを持っていることが背景にあるのだと思います。言葉は単に食品の特徴を表すだけではありません。言葉を使う人たちの食生活や食嗜好を反映しています。

豊かな食感の表現は日本の食文化の象徴でもあると思います。日本人は四季折々に旬を迎える食材を味わってきました。そのおいしさを具体的に言い表すことで、多彩な食感表現を生み出してきたのでしょう。

おいしいものをつくったら、それがどんな風においしいか、言葉にしたくなります。食べる方も、おいしいものを食べたなら、それがどうおいしかったか言葉にするのは楽しいことです。言葉にすることで、食べ物への興味や愛着が湧いたりすることもあると思います。食卓の楽しい記憶も増えるでしょう。多彩な食感の言葉を持っているという人は、つくる人にも、食べる人にも幸せなことではないでしょうか。

F



## Profile

はやかわ ふみよ  
お茶の水女子大学大学院人間文化研究科博士課程修了。博士(学術)。専門は調理科学、官能評価学。著書に『食語のひととき』『食べる日本語』(共に毎日新聞社)がある。

## 一つにこだわりすぎない

「お客さまに選ばれる、安全で品質のよい農産物づくりへのこだわりが大切です。それが結果として会社の利益にもつながります」

そう語るのは、有限会社マルセンファームの代表を務める千葉卓也さん（四〇歳）だ。トマトを一・五畝、菊を〇・九畝、ホウレンソウを〇・五畝ハウスで栽培し、さらにコメ一六畝を組み合わせて複合経営を営んでいる。

もともとコメを栽培する兼業農家だったが、一九八五年に、父親の民夫さん（六六歳）が専業農家に転身した。しかし、その一年後に台風による洪水で地域一帯の水田が水没し、コメの収穫が望めなくなっってしまった。農業で生計を立てようとした矢先の出来事だったが、すぐさまこの危機を乗り越えようと発想を切り替えた。当時稲の育苗で使用していたハウスで、短期間で収穫できるホウレンソウの栽培に思い切って乗り出したのだ。

それまでホウレンソウは手掛けたことがなかったが、何とか収穫までこぎつけた。また、水害による作物不足の影響もあったが、順調に収入を確保できた。こうした危

## 経営紹介

# 高糖度トマトを主力商品にする 品目組み合わせの柔軟経営で活路



デリシャストマトのハウス内で千葉卓也氏



宮城県大崎市  
有限会社マルセンファーム

設立 ● 2004年9月  
資本金 ● 600万円  
代表取締役 ● 千葉 卓也  
事業内容 ● トマト、ホウレンソウ、菊、コメの生産販売

機を何とか乗り越えながら、しかしこのときの経験が、「一つのこと」にこだわりすぎない」というマルセンファームの柔軟な経営姿勢につながっている。

### 希少トマトの栽培に挑戦

マルセンファームの経営を支える大きな柱がトマトだ。消費者からおいしいと評判のものである。

宮城県農業実践大学校を卒業し、一九九五年に就農した千葉さんは、新たな品目にもチャレンジしたいと考えていた。同じ頃、農協のトマト部会では、幻の品種といわれる「玉光<sup>ぎよっこう</sup>デリシャス」の栽培を普及させ、「デリシャストマト」と名付けて、地域の特産品にしようと努力をしていた。この品種は三〇年以上前から存在するが、栽培が難しく形が不ぞろいになりやすい一方、大玉で糖度は七度以上と高く、トマト本来の酸味もあり、味のバランスがよいのが特徴だ。

このトマトのおいしさにほれ込んだ千葉さんは、トマト部会に入会。部会の仲間五人とともに栽培技術の習得に熱心に励むとともに、みずから栽培にも取り組んだ。糖度も上がらず、不恰好なトマトが増えるなど失敗もあったが、試行



錯誤の末、きめ細かな管理により通常の半分以下の給水に抑える節水栽培の技術を培っていった。また、稲わらやもみ殻など自社の副産物を活用した有機堆肥を用いて、土づくりを丹念に行った。

その結果、五年ほどで糖度の向上や歩留まり改善などの成果が表れ、糖度七度以上のトマトの生産に目処がつくようになった。

### 消費者意識した直接販売

生産が軌道に乗り始めても、規格に合うことを求められる市場出荷には「デリシヤストマト」は適さなかった。

「不恰好でもおいしさ抜群のこだわりトマトを、消費者に味わってほしい」との強い思いを抱いた千葉さんは、二〇〇〇年、農協の直売所で、規格に左右されずみずから単価設定が可能で価格変動も少ない直接販売に取り組み始めた。トマトのおいしさが口コミで伝わり、多くの固定客の確保につながった。

〇四年に法人化を果たした際、「マル」には農業を通じた人とのつながりを、「セン」には安全や鮮度、選ばれるという意味を名字の「千」に掛けて、社名を付けたという。

千葉さんは、直接販売を通じて消費者と向き合うことで、農産物の品質や安全性にいつそう気を配り、消費者へ向けた丁寧な情報提供も心掛けるようになった。

たとえば、「デリシヤストマト」は品質のばらつきが大きいため、〇四年に光糖度センサーを導入し、糖度別に仕分ける取り組みを始めた。五ランクに仕分けたトマトには、ランクごとに異なる値付けと、「極上デリシヤストマト」「デリシヤストマト」といったネーミングをしている。消費者がひとめで品質や値段がわかるように工夫がされている。

### 「売れる」品目で複合経営

現在でも、「デリシヤストマト」は形が悪く売れないものが六分の一程度は生じてしまい、品質のよいものを安定的に確保するのが難しいという。さらに、収穫時期が二月～六月と短いため、トマト栽培をこの品種だけに依存することは経営上リスクが大きかった。

そこで、二〇〇四年にハウスを新設し、高糖度中玉トマト品種の「フルティカ」の栽培に千葉さんは取り組み始めた。「フルティカ」は酸味よりも甘さが強いのが特徴だ。

比較的栽培しやすいうえに品質も安定しており、節水技術と樹上完熟後の収穫を併用し糖度七度以上の甘さが際立つトマトに仕上げた。収穫時期も一〇月から翌年六月までと長いため、夏期を除くほぼ通年で売り上げを確保できるようになった。

味わいの異なる二種類のトマトを扱うことで、直接販売の際の選択肢を消費者に提供することにもつながっている。

また、マルセンファームでは、主力のトマトを軸に、ハウレンソウなど他の品目が補完しあうよう周年栽培に取り組んでいる。「品目の選定や栽培時期は、他の生産者と競合せず、消費者が求めるものを、端境期をつくらないように選んでいます」という。

ハウレンソウであれば、夏でも比較的冷涼な地元の気候を利用し、品薄となる夏に最も出荷できるように栽培計画を組む。これにより、トマトの出荷が途切れる夏でも、ハウレンソウを高値で販売することで売り上げの確保が可能になった。

一方、菊は一年を通して安定した価格で直売している。これは、切り花の消費が全国上位であるにもかかわらず、地元の花き生産者が

少ないという宮城県の地域特性を踏まえた対応だ。

このように、いずれの品目でも安定した高値での販売と、各品目の端境期をカバーすることが可能になった。

### トマトジュース製造を開始

二〇一一年三月の東日本大震災とその後の余震で、収穫直前のトマト七トが落下してしまふ被害があったが、幸いハウスの倒壊などはなく、約一カ月で事業再開にこぎつけた。

自社の「フルティカ」を原料とするトマト果汁一〇〇%ジュースを製品化し、直接販売を開始する矢先だったが、製造委託先の工場が被災し、計画はストップしてしまつた。しかし、諦めることなく計画を推し進め、一年遅れの一二年に販売にこぎつけた。最も糖度が高い五～六月の樹上完熟したトマトを使ったこのトマトジュースは、甘くさわやかな味わいが消費者に好評だ。

「将来は体験型の観光農園も手掛けたい。たくさんの人に来ていただきたい」と語る千葉さんの夢は膨らむ。

(情報戦略部 田口靖之)

三菱商事株式会社

# 吉田 誠

(五八歳)



●よしだ まこと  
一九五五年生まれ。現在、三菱商事株式会社農産部シニアアドバイザー(リテイル事業部およびグローバル渉外部兼務)。規制制度改革会議農業ワーキンググループ主席(二〇一二年まで)、行政事業レビュー外部見識者など、内閣府や農林水産省の委員などとしても活動。

## 今、

日本の農業ビジネスを取り巻く環境は大きく変わろうとしています。ちまたでは、TPP(環太平洋連携協定)問題が大きく取り上げられています。しかし実は、農産物・食料の国内市場の縮小こそが最大の変化であり、最大の問題なのだと感じています。

国内農産物市場はこれまで、右肩上がり成長を続けてきました。そして、生産・流通全ての仕組みは、その前提に立ってつくられてきたのです。

今、私たちはそれらを抜本的に見直さなければならぬ事態を迎えています。そうした意味で、市場の自由化問題も、国際政治による外圧的側面だけではなく、国内市場の縮小に対応して海外に市場を求めていかなければならない、という内圧的側面からも議論されるべきなのではないかと考えます。

コメの一人当たり消費量は、一九六二年から二〇〇五年までに四八%減少、野菜の一人当たり消費量も最近の一〇年間で二%減少しています。この背景には、人口の減少と高齢化、そして食生活様式の変化などの要因があ

ります。

この減少は今後さらに進み、兼業農家、自給的農家を中心にした生産者数の減少はもろろん、流通事業者、小売・外食など実需要者、資材メーカーなどあらゆる農業関連分野における淘汰・再編を加速するものと予測されます。農業・食料ビジネス分野はまさしくサバイバル局面に入っているのです。

さらに最大の問題は、農地集積が進むとしても、慢性的な生産過剰状態を脱するために作付面積の総量を減らすほかなく、その結果、優良農地の保全が困難になることです。

主食であるコメの現在の作付面積は一五七万鈔(うち一四〇万鈔は好条件の優良農地と推測)です。試算では、五〇年に人口が七〇〇万人に減少した時点の食料安全保障政策上必要な作付面積は九四万鈔(生産量四九八万ト)になります。つまり、五〇年にはコメの作付面積が七〇万鈔減少してもよいことになるのです。

水田が減少しても食料に困らないのならよいじゃないかという判断も可能でしょう。しかし、貴重な国家資源である優良農地を保全するため、国際競争力を高め輸出事業を振興していくのが、食料安全保障政策上あるべき戦略ではないかと考えます。

## 食

料安全保障政策の根幹は、食生活の変化指標でしかない食料自給率の向上などではなく、主食食料の生産能力の維持、そのための優良農地の保全なのです。実は、OECDの主要農業国において、農地面積が減少しているのは日本だけです。

他の国々では、食料安全保障上、国内市場だけでは供給過剰となる場合、農産物輸出を戦略的に推進することにより農地の保全を可能にすることが不可欠であるという基本的認識が堅持されているのです。

一方、国内市場における需給だけを重視してきた結果、わが国では、農地面積の保全維持が政策の軸とはならず、この五〇年間で約一四〇万haの優良農地を既に失ってしまったのです。

このように、農産物輸出の振興とは高所得層を狙ったニッチなスモールビジネスなどではなく、優良農地の保全（＝国内食料生産力の保全）と雇用確保という、

食料安全保障政策および地域産業政策において極めて重要な意味を持つ、国家的戦略事業なのです。

農産物輸出に関しては、海外に比較して生産費が高く無理だとの主張がよく聞かれますが、それは価格競争力向上の努力を怠ってきた過去を追認するものではなく、好条件地域においては生産・流通分野のイノベーションにより、国際的な価格競争力を持つことは十分に可能だと考えています。

しかし、そのためには、閉鎖的な国内市場で醸成されてきた高コスト体質、コスト・マネジメントに対する理解不足、国際市場への不毛な産地間競争の持ち込み、持続性のない高価格帯市場狙いのニッチ・ビジネスの礼賛、補助金への過度な依存、産業政策と地域社会政策との混乱など、旧来の農業界の常識や体質を変化させ、国際市場へ本格的に進出していくことが大切だと感じています。

品目別の生産者同士の連携、そしてサプライチェーンを構成する生産者と企業との連携・協力により、こうした障害を乗り越え、日本の農業ビジネスの自立とイノベーションの推進のための取り組みを進めることができると願っています。

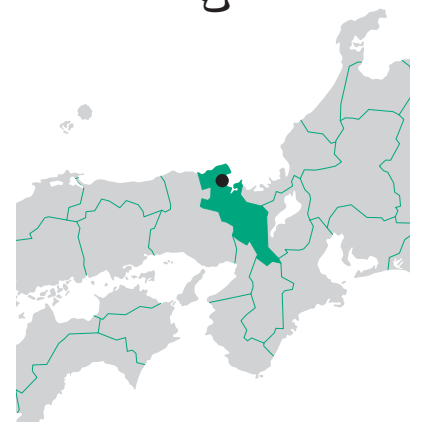
F

# 国内市場縮小に対応し海外に市場を求めよ 生産者と企業が連携・協力して障害克服を

# 小田浩一さん

京都府  
有限会社あつふるふあーむ

## 行政連携で自然循環農業を確立 大豆・豆腐・おから経て有機肥料



農業者が行政とうまく連携し、それをきっかけに新事業にチャレンジして成功した事例を紹介しよう。京都府内の自治体が誘致した豆腐工場

とです。でも私ではなく、農業者仲間をつくる有限会社あつふるふあーむ、地元農家の功労受賞です。

向けの大豆生産に協力するうち、必死の努力で高単収・高品質の市場評価を得るに至った。それは大臣賞受賞という栄誉に結実する。また、豆腐工場から出る副産物のおからを有機肥料化し、みずからの稲作に活用。うまいコメづくりにつなげ、自然循環農業を定着させるなど、地域でもユニークな存在だ。

——大豆の生産は、行政が農商工連携を提案し、小田さんらがそれに応えられたのがきっかけとか？

小田 もともと、われわれの住む地域の行政体、与謝郡の旧加悦町（二〇〇六年に与謝野町に統合）が町内に豆腐工場を誘致し、その工場向けに大豆供給を頼まれ、生産に取り組んだのが始まりです。

——でも、二〇〇〇年のスタート時には苦勞が絶えなかったとか。

小田 そうです。京都府北部で日本海に近い旧加悦町は、種まきや刈取りの時期に雨が多く、大豆生産に適していなかったのが苦勞しました。

——それが高単収・高品質となり大臣賞受賞に至るといふことは、大変な努力があったのでしょうか。

小田 口に出せない苦勞が数々ありました。当初は収穫がゼロという、ひどいときもありました。生産団地化して経営効率を上げるため、生産農家同士で五ヶ所の団地化に踏み切ったのですが、正直言って「かなりのリスクを背負いこんだかな」と不安になることも多々ありました。

——苦境を乗り切ったきっかけは？

小田 先進地に見学に行き、学んだことを踏まえて独自の手法で大豆の密植栽培を行ったり、収穫用に汎用コンバインや種まきの機械を導入するなど、本場にいろいろなチャレンジをした結果だと言えます。

あとは、行政との連携がうまくいったことは大きかったですね。特に、京

### 行政の後押しで肥料生産

——行政との連携がうまく機能したのがよかったですね。

小田 行政組織が肥大化していれば、そうもいかなかったでしょうが、われわれの地域の旧加悦町、現与謝野

### 大豆経営に農水大臣賞

——大豆生産の経営改善が評価の対象になり、二〇一〇年に農林水産大臣賞を受賞されたのはすごいですね。小田 評価いただき、ありがたいこ



農業の現場で経営を語る小田浩二氏

**Profile**

おだ ひろし  
一九四三年京都府生まれ。七〇歳、六〇年京都府立農業講習所(現府立農業大学校)を卒業、五年後に就農。六九年に実父から経営を継ぎ、農業機械を共同利用して規模拡大に尽力。八七年大江山観光農園を農業者六人と設立し観光果樹に乗り出す。九三年有限会社あつぷるふぁーむを設立し代表取締役に就任、二〇一三年会長に。

**Data**

有限会社あつぷるふぁーむ  
本社は京都府与謝郡与謝野町。農業法人。代表取締役会長は小田浩二氏。社長は山本雅己氏。資本金は四〇〇万円。前身は八七年に創設した大江山観光農園。その後九三年に現在の社名で農業法人の有限会社を立ち上げた。稲作から大豆、果樹生産をはじめ観光農園経営も行う。野菜のタネ生産でも有名。豆腐工場に納める大豆生産を契機に、おからで有機質肥料づくりに取り組み、有機質の「京の豆っこ肥料」をブランド化。こめづくりでも自然循環型農業を確立した。

町は互いに顔が見えるので、コミュニケーションもうまくとれるのが強みです。

だから行政が「こんなことはできないか」といういろいろな政策提案してくれるし、われわれは補助金の活用もできるの、地域振興のために互いに協力しあえるのです。

——豆腐工場のおからを活用した自然循環農業の確立にも、行政が一役買ったのですか？

小田 そうです。豆腐製造過程でおからを肥料にする自然循環農業

の絵を描いたのは、実は行政でした。

一方で、実現すれば今後ずっと使いう肥料となるのだから、われわれも「日本海の魚のあらも加えて有機質の高い肥料にしては」と行政側に提案しました。そして現在の質の高い肥料になったのです。

——行政との連携により、文字通り地域と企業のウィン・ウィンになったのですか？

小田 われわれは、この有機質の肥料に関しては大豆栽培だけでなく、稲作や施設園芸にも活用し、自然循環農業の確立を目指しました。

あつぷるふぁーむだけでなく地域内の農家とも有機肥料の効果について議論し、最後は町全体にわれわれの自然循環農業が普及するに至りました。行政がその普及に加わってくれたことがプラスでした。

——行政との縁は、それ以外にも数々あったとか。

小田 実は、われわれのあつぷるふぁーむの原点ともいえる、観光果樹の大江山観光農園を農業者六人でスタートさせたときも、そのきっかけをつくってくれたのは行政でした。

**リンゴのオーナー制で資金**

——と言いますと？

小田 一九八六年のことです。二年

後に開催の京都国体に合わせて、行政サイドから「町で運動公園や体育館をつくるが、付近の空き地を活用して観光農園をつくったらどうか」という話が出されたのです。

われわれは当時、稲作をはじめいろいろなことを手掛けていて、行政とのつながりがあり、「それは面白いやつてみよう」と呼応しました。

——そこでも地域とウィン・ウインの関係に？

小田 いや、残念ながら、全て、そうはならなかったのです。

われわれは決して、ただ補助金頼みのために行政と付き合っているわけではありません。観光果樹園については地産地消の考え方をベースにして、丹後地域にない果樹で話題性をつくろうと考えました。そして、リンゴはもともと補助の対象外でしたが、栽培にチャレンジしたので。ところが、いざ栽培に取り組んでみると、そこでも苦労の連続でした。

——どんな苦労が？

小田 ナシ、モモは一〇〇年の栽培の歴史を持っており自信はありましたが、リンゴは青森や長野に見られるように寒冷地や高地栽培が適しているの、京都丹後地区の環境になじませるのが大変でした。

それにリンゴの苗木は一本三〇〇

○円と比較的高価で、当初はかなりの本数の植樹を予定していたため、資金の確保が難題でした。しかし、補助は付かない。そこで、今度は知恵で勝負です。考えだしたのが、リンゴのオーナー制でした。

——果樹オーナーの魅力と、生産物を自由に収穫できる点のアピールですね。

小田 そうです。京阪神に在住の親類縁者をターゲットにしましたが、次第に広がりも出てきて、当時三〇万円ほどのオーナー権取得がありました。うれしかったですね。その基金をもとに苗木を買いました。

——今はあつぷるふぁーむが引き継いでいますね。

小田 大江山観光農園だけでは事業範囲が狭くなるので、事業の多角化を展開していくために、有限会社あつぷるふぁーむという、リンゴにこだわりを持つネーミングの新組織を設立しオーナー制を引き継ぎました。

リンゴ一本あたり一口一万三〇〇〇円で参加していただき、あとはあつぷるふぁーむがリンゴの全ての管理を行います。

同時に都市生活者に農業体験を味わっていただくため、今では年間を通して楽しんでもらえる、面白いプログラムをつくっています。

——あつぷるふぁーむの社名の由来がどこにあるかわかりましたが、肝心のリンゴはその後、どうなったのですか。

### 「京の豆」ブランド展開

小田 われわれも農業のプロという自負があるので、大豆生産と同様リンゴにも懸命に取り組み、すでに二年以上の栽培実績を得て過去五、六回、大豊作にもなりました。一時は七種類ほど栽培しましたが、今はフジなど三品種に絞っています。

——もうひとつ、ぜひお聞きしたいのは、おからや魚のあらを活用した独自の有機質肥料をもとにした、循環型農業のその後です。

小田 正確には、環境にやさしい自然循環農業を目指しています。この有機質肥料はその後も磨きをかけ、「京の豆っこ肥料」という商品名で製品化して売り出し、評価を得ています。

そして、われわれも稲作でそれを活用しています。以前は春の田植え前に肥料をまいていましたが、現在は秋の収穫後にまず土壌保全のため、さらに年越し後の田植え前の合計二回、この肥料をまきます。米質が本当に変わり、コメの「食味ランキング」で最高ランクの特Aを獲得するなど評価も上々です。

——農業や化学肥料を使わない効果が、市場評価でわかるのですね。

小田 今はその市場評価に自信を持ち、肥料名を活用して「京の豆っこ米」のブランドで出しています。私たちはインターネットなどを使って個人消費者の方々と直接売買しています。

——コメのブランドに自信がある場合、市場流通からの離脱が重要ですね。

小田 そうです。自然循環農業でつくったおいしいコメをブランド戦略を交えて販売すれば、間違いなく顧客評価も高まり、農業経営に自信が生まれます。今の農業には独自の経営感覚が必要です。

### 農業に夏・冬時間制を導入

——あつぷるふぁーむが夏時間・冬時間制を導入しているのは興味深いのですが、何がきっかけですか。

小田 生産効率を上げるための工夫の経営発想です。夏時間を導入するのは七、八月ですが、午前七時に始業、途中で休憩時間をはさんで午前二時まで作業、午後は二時から六時までです。同じく冬は午前八時から午後五時までを原則とし、途中で休憩を取ります。

——家族労働の場合はそういった発想が生まれにくいのでしょうか、法人経営にすると生産効率、生産性向上の工夫が出てくるのですね。

小田 夏場の七月など、ハウス栽培でハウスの中で作業していると、気温が一気に上昇し熱中症の恐れもあります。本当に集中して夏場に作業効率を上げるならば、午前六時から一〇時までの作業でも十分です。

経営の頂点に立つ者は、生産労働の現場のことをしっかりと考えねばなりません。

——日本の農業現場で、そういった経営の発想を持つ人は少ない？

小田 日本全国でどんな現状か、全ては把握していませんが、地球温暖化などを考えれば、日本農業に夏時間、冬時間制の導入を真剣に考えるべきだと思います。

——ところで、喫茶店「あつぷるふぁーむ」は、地産地消をベースに六次産業化を進めるために始めたのですか。

小田 当初は、喫茶店で地元産のコメや野菜、果物を売り出す、地産地消の拠点と考えていたのです。しかし、近年になり高速道路が開通して、周辺の交通の流れが変わってしまいました。とはいえ、農園で収穫したコメやナス、ピーマンなどを使った「農園カレー」や野菜の直売など、来園者に旬の素材を味わってもらえるよう工夫を重ねています。

(経済ジャーナリスト 牧野義司)



世田谷の小さな区民農園で野菜をつくり、「ベジアナ」と名乗っています。菜園歴は一五年、もともとは金沢の石川テレビでアナウンサーをしていた頃、番組で野菜づくりをしたのがきっかけです。

黄色い花の下がどんどんふくらんで実っていく赤ちゃんキュウリの成長に、農業には喜びと感動があることを知りました。また能登半島の棚田オーナーになって経験したコメづくりでは、水をたたえた一枚一枚の棚田に映る夕日を眺め、「ああ、田んぼってこんなにも美しいものなのか」。不思議なほどじい〜んとして何度も泣きたいような気持ちになりました。食べ物が生まれる場所は、心揺さぶられる風景の中にあつたのです。

つい先日訪ねたのは、山形の最上伝承野菜です。冬、何メートルも積雪に閉ざされる最上地方では、越冬野菜としてカブや豆の栽培が栄えてきました。カブだけで実に八種類あるそうで、そのうち「最上かぶ」「長尾かぶ」を生産する柴田さんと佐藤さんの畑では、どちらも夫妻仲よくイキイキ土を耕していました。週に一度の市では収穫野菜をきれいに揃え、漬物や加工品を並べて、仲間とおしゃべりしながら直売をしています。お母さん達があまりに楽しそうに嬉しそうに笑うので、そのカブを買った私にまで「幸せがうつりそう〜」でした。「六次産業化」が言われるもつと前、実に二〇年以上前から、お母さん達は地域の宝を生かし、その暮らしを楽しんでいたのです。

とある詩に「賢い者は幸福を足元で育てる」という言葉があります。実際に土を耕している人は知っています。農業は「食」という「幸福」を足元で育てる営みだということを。

農村に限らず都会の人も暮らしに「農」を取り入れれば、みんなが農業の価値、大切さに気付き、農業をリスペクトする社会になると私は考えています。

やってみると農業は楽しい。そうして楽しんでいると、人の輪は広がるものです。正しい農業論ではないかもしれませんが「楽しい農業の輪」です。かつて私がそうだったように家庭菜園から農に親しむ人を増やしたい。ほくら、あなたも土を耕したくなってきたでしょう〜!!



フリーアナウンサー・エッセイスト・ベジアナ  
小谷 あゆみ

ここに あゆみ  
「ハートネットTV介護百人一首」(NHK Eテレ)ほかに出演中。  
農業と福祉の連携をテーマに野菜をつくるアナウンサー「ベジアナ」。農水省食料農業農村政策審議会・畜産部会および農業農村振興整備部会臨時委員。ブログ「ベジアナの野菜畑チャンネル」

## 幸福を育てる楽しい、農業の輪



# 島文化を活用し、離島ハンディ克服 特産物で島丸ごとブランド化

島根県隠岐郡海士町  
海士町役場地産地商課長 沼田 洋一

## 文字どおり離島「中ノ島」

島根半島の沖合、約六〇キロメートルの日本海に浮かぶ隠岐諸島の一つ「中ノ島」に私たちは暮らす海士町がある。一島一町で人口二四〇〇人ほどの小さな島だ。厳寒期を除き温暖な気候で、名水百選に選ばれている「天川の水」に代表される豊富な湧水がある。このため、稲作を中心とした農業が盛んで、島内には一〇〇軒ほどの田んぼが広がる。また、古くは「御食つ國」に位置付けられたように近海を流れる対馬暖流の恵みを受けた漁業もあり、半農半漁の島と云っていい。

ただ、日本海は冬場に季節風が吹き荒れ、本土との唯一のアクセス手段である隠岐汽船（高速船とフェリー）が全便欠航する日も珍しくない。孤島化し、島に物資が不足することもある。

海士町は、一九五三年の離島振興法の制定以来、国の経済対策に呼応した公共事業への投資

で社会資本を整備し、島民の暮らしが維持されてきた。その一方で、公共事業への財政負担によって、財政力以上に地方債残高が急激に膨らみ、財政面で苦境に立たされることが多かった。特に国の「三位一体の改革」で有力な財源だった地方交付税が大幅に削減された。そのころから町長ら行政関係者の間では「自立再生への取り組みを行わないと、いずれ財政再建団体に転落する」と、島の存続に向けての取り組み機運が高まってきた。

## 自立に向け全員スクラム

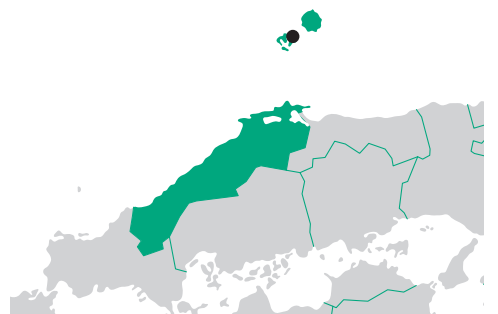
そこで、二〇〇四年に住民代表と町議会、行政の三者で「海士町自立促進プラン推進懇話会」を立ち上げ、「守り」を固めると同時に「攻め」の新たな産業創出を強力に推進する「海士町自立促進プラン」を策定した。

具体的には「守り」の戦略として、〇四年度に、大胆な行財政改革を推進し、大幅な人件費の削

減に取り組んだ。当初、町長以下助役、教育長、管理職を対象にしていたが、職員組合からも自主減額の申し出があり、同年一〇月から実施した。〇五年度以降も、さらに大幅な削減に取り組んだことで、公務員の給与水準を計るラスパイルス指数が、七二・四となり、日本一安い給料となった時期があったほどだ。また、議員と教育委員などからも報酬減額の申し出があった。これらも合わせて町当局全体で約二億円の経費を削減した。

政策目的の財政支出については、本来に必要な施策に優先順位を付け、「子育て支援」などの取り組みを重点的に展開していった。島には産婦人科がないため、健診や出産のため本土の病院に行く時の旅費や健診費用の一部、また、里帰り出産時の旅費の一部も支援した。

このような行財政改革への取り組みに対し、住民からバス料金の値上げや補助金返還の申し出、さらには、地域づくりを応援したいと、高齢





profile

沼田 洋一 ぬまた よういち

1964年6月7日生まれ。島根県隠岐郡海士町出身。1991年3月大阪府からUターン。同年4月海士町役場入庁。勤務年数の約半分は財政課を経験し、税金・保険・戸籍の住民生活課を経て、地産地商課に所属。常に自分も一住民という意識を持ち、住民の方々と同じ目線で話すことで、新たな発見があると考え、地域の活動に率先して参加。人と自然が輝く島の実現に向け日々奮闘している。

地産地商課

一般的に使われる「地産地消」ではなく、島外に打って出て、外貨を獲得するという意気込みを現して、「商」の字を使っている。地産地商課では、職員4名が正月を除く360日を交代で毎朝6時30分に出勤。高齢の農家へ出向き、朝採れ野菜や漬け物などの商品を集荷し、値札を付けてアンテナショップ「しゃん山」に陳列することを続けている。販売は、第三セクターの(株)ふるさと海士が実施している。

者の方々から寄附も届いた。

住民と行政が島の将来への危機感を共有するようになり、地域づくりの取り組みにも関心をもち、連携の輪が広がるようになっていった。

島が生き残るための「攻め」の戦略についても、いろいろな取り組みを展開した。特に産業振興策を進めていく上で、「お客さまが出入りし、お客さまの声の聞こえるところで仕事をすべきだ」という町長の現場主義に徹した体制づくりの方針が打ち出され、本庁舎内の職員数を減らして、産業振興や定住対策の部に職員を重点的にシフトさせた。

具体的には交流・観光・定住を担う「交流促進課」、第一次産業の振興を担う「地産地商課」、新たな産業おこしと雇用創出を担う「産業創出課」

を創設し、島の玄関口、菱浦港のターミナル「承久海道キンニヤモニャセンター」に設置し、現場主義の展開を目指した。

産業振興にブランド戦略

これら産業振興策の一環として、二〇〇四年海士の味覚やさまざまな魅力をテーマごとに分けて高級感あふれる形で販売するというプロジェクト「海士デパートメントストアプラン」を「選ばれし島」まるごと届けます」を展開した。このプロジェクトをキーワードで表すならば、「海」「潮風」「塩」の三つの言葉だ。

島が持つ地域経営資源を有効活用し、異なるもの同士をつなぎ、その中から島ブランドを生み出すことで、新しい産業を創出していくこと



島中が放牧地のため、断崖を上り下りする島生まれ、島育ちの牛。民家近くまで来て、海水を飲むこともある。

とした。

まず「海」についてだが、私たちの食卓では、カレーライスに肉ではなく、島で豊富に獲れる「サザエ」を入れている。「そんな変わった食文化があるのなら、商品化したらどうですか」と島外の人に言われ、町が町内の業者に製品化の話を持ち掛けた。ところが、慎重になって誰も乗ってこない。そこで、町が商品の製造開発、流通、販売までを手掛け二年がかりで完成させたのが、島で獲れた「サザエ」を入れたレトルトカレー「島じゃ常識さざえカレー」だ。発売初年度は五万个、今でも年間三万個が売れる人気商品だ。

このことがきっかけとなり、それまでは商品価値のあることすら気が付かなかったものが外から見れば新鮮な魅力に映ることが住民に浸透していった。

また、脱サラで島にUターンしてきた人々と地元漁師が取り組んだのが、「隠岐海士のいわがき・春香」だ。岩ガキの養殖に成功して、種苗生産から育成・出荷までのトレーサビリティを確立して「味と安全」を売りに、取引単価の高い東京の築地市場やオイスターバーへ直接出荷した。これが今では最高値で取り引きされている。

この島の漁業は、豊かな自然と海に恵まれ、「白イカ」など豊富な海産物が獲れるものの、離島流通のハンディによって厳しい状況が続いていた。水揚げした海産物を本土の市場に出荷しても、当日のセリに間に合わなく、鮮度が落ちてしまい、翌日のセリで安く買いたたかれた。また、フェリー運賃などの流通コストが上乘せさ

れることで、手取り収入が少なく、後継者が育ちにくい状況が続いていた。

そこで、町は、離島のハンディキャップを克服して強みにすることが、後継者を育て、島の産業の裾野を広げることにつながると考えた。魚の細胞組織を壊すことなく凍結させ長期間にわたって鮮度を保持できる冷凍設備を導入した。

獲れたての味をそのまま遠く離れた東京など都市の消費者にも届けられる体制を整備。高付加価値の商品を生み出すツールを手に入れたことで、漁業者は、首都圏の外食チェーンはじめ百貨店などで販路を拡大していくことができた。現在では、米国など海外への輸出も展開している。

### 島育ち隠岐牛をアピール

次のキーワード「潮風」を紹介しよう。これは島に多くある放牧地の牧草にミネラル豊富な潮風が吹きつけていることから付けた。

島の急峻な断崖を上り下りすることで足腰が鍛えられた隠岐の牛は、おいしく病気にも強いと言われてきた。生まれた子牛は、島外の肥育業者が買い付けて松阪牛などの有名ブランドで出荷されることも多い。

「社員をリストラするだけでは、島から人が流出してしまい過疎化が進むだけだ」。公共事業が減少した中で、地元建設業者の社長が「有限会社 隠岐潮風ファーム」を立ち上げ、牛の肥育事業に取り組んでいる。立ち上げ時、町は企業が畜産業に参入できるように島全体を「潮風農業特区（構造改革特区）」として国に申請をし認定を受けた。ま

た公共放牧場の整備やリース牛舎の建設などにより支援している。隠岐牛の肥育にあたっては、良質の味と消費者にとって安全・安心なものを生産することで付加価値を高める工夫をした。

たとえば、牛から出る糞尿に、建設業者から出る木材をチップ化して混ぜ合わせて、良質な堆肥をつくり、その堆肥と農家の稲藁を物々交換する仕組みをつくった。こうして、繁殖から肥育まで一貫生産を島内で行った牛を毎月二頭、東京食肉市場に出荷して、四等級以上の評価を得ている。現在、「島生まれ、島育ち、隠岐牛」というブランド名で取り引きされている。市場評価を得たため、現在、出荷頭数を二四頭体制にする取り組みを進めている。繁殖農家の後継者不足が大きな課題としてのしかかっているが、間違いなく利益の出せるビジネスになってきたので、島をあげて取り組むつもりだ。

三つ目のキーワードは「塩」だ。島では、戦前から塩づくりが行われていたが、奈良時代の平城京に贈られた「干しあわび」などの貢ぎ物には、その生産過程で「塩」と加工技術が欠かせなかった。この歴史的背景を持つモノづくりに生かすことがセールスポイントにできると考え、町は、「海土御塩司所」を整備し、海水を汲んで平釜で八時間煮炊きして、天日干しする「塩づくり」に取り組んでいる。

### 海土独自の島型ビジネス

この塩を「海土乃塩」として単体で販売するとともに、集落ごとにこの塩を使って「梅干し」や「魚の干物」「塩辛」など特産品もつくるように

なった。このことで、コミュニティの結束が強くなった。

このように、「島まるごとブランド化」を掲げ、「海」「潮風」「塩」の三つをキーワードに試行錯誤を繰り返して、新商品を開発し、新たな雇を生み出すことにより移住・定住者が増えてきた結果、この島にも改革の光が見えてきた。これからも、さまざまな分野で既存概念を打ち破るような挑戦者が現れ、島の資源や伝統文化を生かして島に根差した新たな産業を生み出し、異なる者同士の横のつながりや島内外の助け合いで新事業をさらに生み出していく。

離島というハンディキャップを逆手に取った海土独自の島型ビジネスが、次々と展開されるようになってきたと言っている。

今は、これまでの取り組みを継続しつつ、第四次総合振興計画「島の幸福論」に基づく取り組みを進めている。これは、住民の暮らしの質を追求し、島で生活する一人ひとりが幸せを実感できることを目標としたものである。

「心が満たされる島」「手づくりのある島」「幸せを実感できる島」「美しい風景を残す島」。四つの理念を柱としたもので、計画の策定段階からイターナーを含めた多くの地域住民が参画し、運用においても主体的に関わってくれている。

そして、住民一人ひとりが「海土町に住んでよかった」「海土町に住み続けたい」と実感できるまちづくりを目指しながら、町政の経営指針である『自立・挑戦・交流』そして人と自然が輝く島の実現に向け、島の住民の方々と行政が一体となった取り組みを展開していきたい。

# 『農山村再生に挑む』

——理論から実践まで

小田切 徳美編



(岩波書店・2835円 税込)

## 地域サポーターの実践ハンドブック

村田 泰夫

(ジャーナリスト)

過疎とか限界集落だとか呼ばれる農山村を、どうしたら元気にできるか。わが国の自治体では、常に課題になっているテーマである。

地方の自治体は、地域再生の「正解」を求めたがるが、地域の問題はその地域特有の事情と深くかかわっている。一つの「正解」なんて存在しない。地域の再生に取り組むには、その地域にどのような課題があるのか整理し、解決策を考え、目標を掲げて具体的な行動に移すことが、地域政策のイロハである。

地域の人たちがみずから地域の再生を考える際に、ヒントを与えてくれるのが本書である。「はじめに」によると、大学で農業を学ぶ学生たちの「入門テキスト」として本書を編集した。同時に、地域で活動する若者や自治体職員など地域再生にかかわる地域サポーターの「実践ハン

ドブック」として活用されることも期待している。

農山村再生の基本的視点について、編者の小田切徳美・明治大学教授は、バブル経済の崩壊後よく使われるようになった「地域づくり」という言葉に三つの含意があるという。

それは、みずからの意思で地域住民が立ち上がる「内発性」であり、リゾート開発のような単品・画一型ではなく地域の实情に即した「総合性・多様性」であり、人口減少や高齢化を前提にこれまでとは異なる新しい地域社会を創造する「革新性」である。

地域サポーターは、みずから策定した地域づくりの計画を、この三つの視点から見直してみたら、異なる課題が見えてくるかもしれない。

若手研究者による共著だが、ベテラン研究者である莊林幹太郎・学習院女子大学教授の「EUの農村政策」についての論文(第十章)が示唆に富む。EUがいま取り組んでいる新しい農村振興政策に、日本が学ぶべき点があるという。

日本と欧州との農業形態は、似ている一面がある。傾斜地の多い条件不利地域(日本でいう中山間地域)が多いし、農家は比較的規模の小さな家族経営が多い。

その欧州では、市場化に対応する政策と、社会的色彩の強い農村振興政策とをうまく融合してきた。さらに、地域の特性を生かす地方分権の考え方が貫徹されているという。わが国の中山間地域政策を考える上で参考になる。

F

読まれています 三省堂書店農水省売店(平成25年10月1日~平成25年10月31日・価格は税込)

タイトル	著者	出版社	定価
1 日本の農業を破壊したのは誰か「農業立国」に舵を切れ	山下 一仁/著	講談社	1,680円
2 食の戦争 米国の罠に落ちる日本	鈴木 宣弘/著	文藝春秋	746円
3 コメの嘘と真実 新規就農者が見た、とんでもない世界!	近正 宏光/著	角川マガジズ	798円
4 キレイゴトぬきの農業論	久松 達央/著	新潮社	735円
5 農山村再生に挑む 理論から実践まで	小田切 徳美/編	岩波書店	2,835円
6 米生産調整の経済分析	荒幡 克己/著	農林統計出版	5,670円
7 旬の魚カレンダー	上田 勝彦/監修	宝島社	1,155円
8 間違いだらけの日本林業 未来への教訓	村尾 行一/著	日本林業調査会	2,625円
9 日本漁業の制度分析 漁業管理と生態系保全	牧野 光琢/著	恒星社厚生閣	3,465円
10 土と生きる 循環農場から	小泉 英政/著	岩波書店	798円

# 食品製造における 安全性向上 加速化を目標に

食品事業者の一般的衛生管理などの  
取り組みへの支援を創設

2013年6月、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」(HACCP支援法)改正法が国会で成立しました。農林水産省は、法律の期限が延長された今後10年の間に、国内の食品加工・製造の現場において、HACCPの導入や食品の安全性向上のための取り組みを加速度的に進め、国際的にも評価されるような現場づくりを推進していく考えです。

## profile

農林水産省食料産業局企画課  
食品企業行動室長

## 横田 美香

よこた みか  
広島県生まれ。1995年東京大学法学部卒業。同年農林水産省入省。



HACCP導入の「前段階」の衛生・品質管理などのための施設及び体制の整備のみの計画も新たに支援の対象とする、というものです。HACCPは、一般的衛生管理や一定の品質を確保するための取り組みができて初めて導入できるものです。まず、衛生管理、品質管理などにしっかりと取り組んでいたことを支援することによって、長期的にHACCPの導入につなげていきたいと考えています。

HACCP導入の前段階の取り組みは、法律上「製造過程の管理の高度化を行う前にその基盤となる施設及び体制を整備すること」と規定され、高度化の基盤の整備であるという意味で、「高度化基盤整備」という言葉で示されています。

「高度化」というとハードルが高いイメージがあるかもしれませんが、その内容は、日々の衛生管理や品質管理、消費者からの信頼を高めるための取り組みのことです。高度化のための「基盤」とあると理解していただきたいと思います。

## 金融支援活用検討を

食品事業者の皆さまには、経営状況や製造現場の現状に応じて、食品安全や品質管理などを向上させる取り組みを行っていただき、その

## HACCP支援法が延長

わが国では、食品の製造・加工過程における安全性向上と品質管理の徹底を推進するため、一九九八年にHACCP(ハサップ・危害要因分析・重要管理点)システムの導入を促進する「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」が制定されました。

今回、制定から一五年が経ち、これまで五年ごとに延長されてきた法律の適用期限が、一〇年間延長されました。同時に、HACCP導入をより促進するための新たな仕組みを追加して、わが国の食品の輸出にも資するための改正が行われました。

食品の製造工程を管理するシステムであるHACCPについては、世界的にも普及が進んでいます。食品安全に関する国際的な規格においても、一つの柱となっています。諸外国においては、EUが二〇〇

六年から、米国では二年一月に成立した食品安全強化法において、原則すべての食品の生産、加工、流通事業者にはHACCPの概念を取り入れた衛生管理を義務付けるなど、基準への取り込みも広がっています。

現在、政府では、「攻めの農林水産業」の柱として食品や農林水産物の輸出促進を推進しており、「日本再興戦略」(二〇一三年六月一四日閣議決定)において、日本の食品

の安全・安心を世界に発信するため、海外の安全基準に対応するHACCPシステムの普及を図ることを強く打ち出しています。

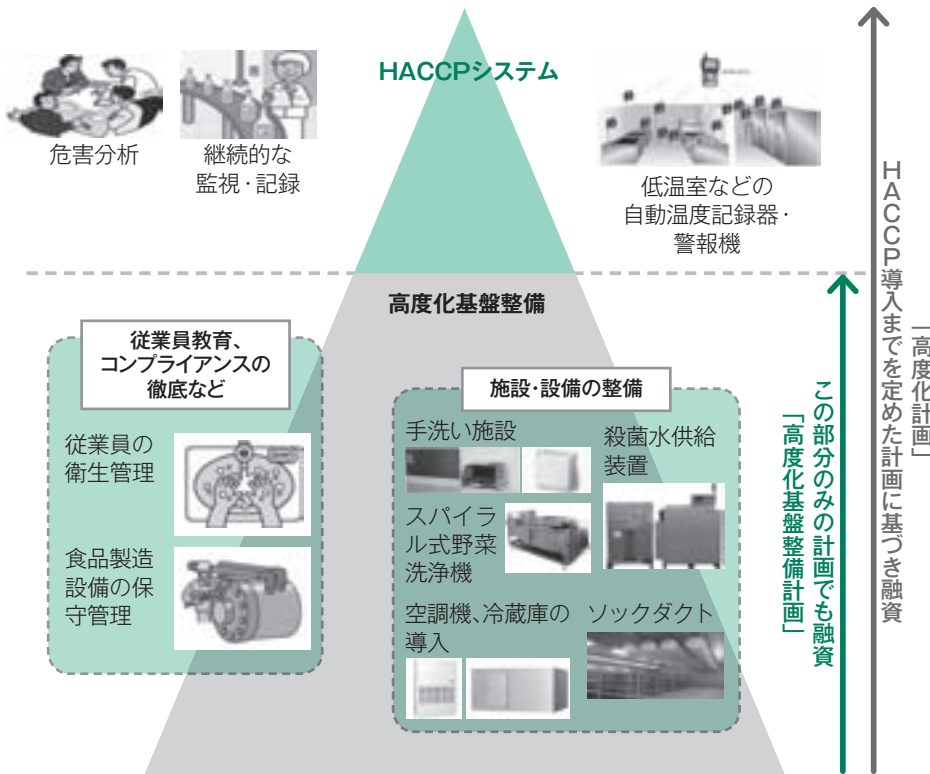
しかし、国内でのHACCPの導入状況は、中小企業においてはまだまだ三割弱にとどまっています。

## 段階的取り組みへの支援

この背景には、HACCPを導入・維持するための人材確保が難しいこと、コストがかかることが指摘されています。

こうしたHACCPの導入に至る壁を突破するため、今回の法改正では、「段階的な取り組みへの支援」という考え方が導入されました。HACCP導入への支援に加え、

## 改正HACCP支援法のイメージ



### 法の有効期限の延長

2013年6月30日 ▶ 2023年6月30日  
【10年間延長】

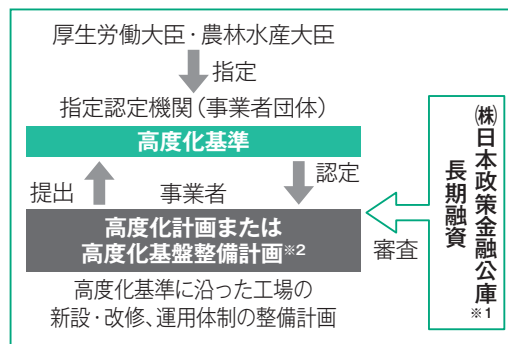
### 輸出促進の位置付けの明確化

食品の輸出促進に配慮

## 改正HACCP支援法に基づく支援の仕組み

食品製造事業者が、施設・体制整備の計画を作成し、指定認定機関の認定を受け、(株)日本政策金融公庫<sup>※1</sup>の審査に通ると、公庫による長期融資を受けることができます。

★融資には、「計画認定」と「金融審査」が必要です。



■貸付条件(2013.10.21時点) 貸付金利: 2.7億円まで 0.65~0.85%  
2.7億円超 0.80~1.00%  
償還期限: 15年以内(うち据置期間3年以内)

※1 沖縄においては、沖縄振興開発金融公庫。  
※2 高度化基盤整備計画の認定は2014年度以降の予定

際に必要となる施設整備について、HACCP支援法による金融支援を検討、活用していただきたいと思っています。

HACCPは「高度」なものであり、ハードルが高いとされているかもしれませんが、

小企業の方々からは、「業界マニュアルや専門家のアドバイスなどのサポートを受けながら進めていく」とHACCPを導入できた」という声をいただいています。

また、「最初はマニュアルの作成や現場作業をマニュアルに合わせ、いく対応が大変だった。しかし、

大変な時期を過ぎると、生産工程の組織的なチェックが機能し、現場力が向上していく。特に、衛生的な取り扱い、異物混入防止などにおける従業員の意識が向上する」と言われており、さらに、「品質が安定し、経営の透明性が高まり、トラブルがあった際の回収判断を素早く

行うことができる」など、メリットがあるとのこと。今回の法改正を機に、事業者の規模を問わず食品安全・品質管理の取り組みの向上が図られ、国内の消費者の安心に加え、わが国の食品、食文化がもっと世界に広がっていくことを期待しています。



## メール配信サービスのご案内

日本公庫農林水産事業本部では、メール配信による農業・食品産業に関する情報の提供をしています。メール配信サービスの主な内容は次の4点です。

- ①日本公庫の独自調査(農業景況調査、食品産業動向調査、消費者動向調査など)結果
- ②公庫資金の金利情報や新たな資金制度のご案内、プレス発表している日本公庫の最新動向
- ③農業技術の専門家である日本公庫テクニカルアドバイザーによる農業・食品分野に関する最新技術情報「技術の窓」
- ④日本公庫が発行する「AFCフォーラム」「アグリ・フード・サポート」のダウンロード

メール配信を希望される方は、日本公庫のホームページ([http://www.jfc.go.jp/n/service/mail\\_nourin.html](http://www.jfc.go.jp/n/service/mail_nourin.html))にアクセスしてご登録ください。(情報戦略部)

◆一〇月号(特集タイトル:「広く深化する「農」の役割」)には、農林業の未来を切り開く論議とその具体化の事例報告が数多く掲載されている。改めて転換期を認識すると同時に変革への意欲も湧いてきた。

「まちづくりむらづくり」欄で矢房孝広氏は、使う側の視点を持った顔の見えるものづくりという小さな経済システム形成を主張する。それが、多様な価値観を認め合う社会にふさわしく、地域資源を生かしつつエコな経済を実現するという。地域を見つめながらの実践が論理を鍛え、その論理が方法の多様化を実現している。すばらしい進展が見て取れる。(盛岡市 岡田 秀二)

### みんなの広場へのご意見募集

本誌への感想や農林漁業の発展に向けたご意見などを同封の読者アンケートにてお寄せください。「みんなの広場」に掲載します。二〇〇字程度ですが、誌面の都合上編集させて頂くことがあります。住所氏名、年齢、職業、電話番号を明記してください。掲載者には薄謝を進呈いたします。

「郵送およびFAX先」

〒一〇〇〇〇〇四

東京都千代田区大手町一九一四

大手町フィナンシャルシティノースタワー

日本政策金融公庫

農林水産事業本部

AFCフォーラム編集部

FAX 〇三三三七〇一三五〇

## AFCフォーラム Forum

### 編集

遠藤 順也 竹本 太郎 田口 靖之  
城間 綾子 飯田 晋平 前島 幸子

### 編集協力

青木 宏高 牧野 義司

### 発行

(株)日本政策金融公庫 農林水産事業本部  
Tel. 03(3270)2268  
Fax. 03(3270)2350  
E-mail [anjoho@jfc.go.jp](mailto:anjoho@jfc.go.jp)  
ホームページ <http://www.jfc.go.jp/>

### 印刷 凸版印刷株式会社

### 販売

(財)農林統計協会  
〒153-0064 東京都目黒区下目黒3-9-13  
目黒・炭やビル  
Tel. 03(3492)2987  
Fax. 03(3492)2942  
E-mail [publish@aafs.or.jp](mailto:publish@aafs.or.jp)  
ホームページ <http://www.aafs.or.jp>

### 定価 500円(税込)

◆ご意見、ご提案をお待ちしております。

◆巻末の児童画は全国土地改良事業団体連合会主催の「ふるさとの田んぼと水」子ども絵画展の入賞作品です。

## 編集後記

- ④農業経営である以上、ゴーイングコンサーンが前提です。農家が連続と伝承してきた暗黙知も、いずれマニュアルやIT技術などにより形式知化していくのかもしれない。合理化・効率化を進めていく先に、果たして地域の「農」を継ぐ者は家なのか、企業なのか。いずれ時代の変化とともに、流れが見えてくるのでしょうか。(竹本)
- ④経営紹介で紹介した「玉光デリシャス」というトマト品種は栽培が難しく生産を手掛ける農家はわずか。しかし、マルセンファームは「おいしさ」という最大の長所に着目して栽培技術を磨き、さらに直売も展開。品種の特性による強みを踏まえた事業の展開が、他との差別化や競争力向上につながることを実感しました。(田口)
- ④農と食の邂逅では、ライターとカメラマンの二人で取材に訪れています。倉岡さんからは「住民のようになんかに溶け込んで」写真を撮っていたと言っていたいただきました。掲載する写真はカメラマンと話し合い、厳選したもののばかり。文章はもとより、写真に込めた思いも感じ取っていただければうれいのです。(城間)
- ④世界地図では日本は狭く小さく見えますが、本誌の連載でさまざまな地域の話を読むたび、「日本はまだまだ広がって深い!」と思われされます。今号の「観天望気」は大分、「変革は人であり」は京都、「経営紹介」は宮城、「農と食の邂逅」は和歌山、「まちづくりむらづくり」は島根の事例を紹介。ぜひご一読、二読くださいませ。(前島)

# 国産にこだわり 農と食 をつなぎます。

## 7th アグリフード EXPO 大阪 2014 プロ農業者たちの国産農産物・展示商談会

日時 **2014 . 2 . 20** (木) **21** (金)  
10:00~17:00 10:00~16:00

会場 **ATC アジア太平洋トレードセンター**

主催 **JFC** 日本政策金融公庫



お問い合わせ 「アグリフード EXPO」事務局/エグジビション テクノロジーズ 株式会社  
URL: <http://www.exhibitiontech.com/afx/>

農業経営承継、新時代へ



『甘い苺とハイチーズ』種谷 若菜 京都府なかすじ保育園

■AFCフォーラム 平成25年12月1日発行(毎月1回1日発行)第61巻9号(760号)  
 ■発行/ (株) 日本政策金融公庫 農林水産事業本部 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4 Tel.03(3270)2268  
 ■販売/ 財団法人 農林統計協会 〒153-0064 東京都目黒区下目黒3-9-13 Tel.03(3492)2987 ■定価500円 本体価格476円

